

平成25年6月3日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ観光 課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第1号

第2回定例会

平成25年6月3日(月曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第89回全国市議会議長会定期総会の報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 平成26年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (3) 平成24年度寒河江市土地開発公社決算及び平成25年度寒河江市土地開発公社予算について
- (4) 平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成25年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- 〃 5 全国市議会議長会表彰状伝達
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 報告第2号 平成24年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 8 報告第3号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 〃 9 質疑
- 〃 10 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 11 議第50号 寒河江水防協議会条例等の一部改正について
- 〃 12 議第51号 寒河江市男女共同参画審議会条例の制定について
- 〃 13 議第52号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 14 議第53号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第54号 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定について
- 〃 16 議第55号 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 〃 17 議第56号 市道路線の認定について
- 〃 18 請願第2号 TPP(環太平洋連携協定)参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 19 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
- ただいまから、平成25年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。
- 本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2番阿部 清議員、18番木村寿太郎議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 鴨田俊廣議長 日程第2、会期決定を議題といたします。
- 本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。
- 〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕
- 内藤 明議会運営委員長 おはようございます。
- 議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。
- 本日招集になりました平成25年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月29日、委員6名全員出席、関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。
- 会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から6月21日までの19日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。
- 以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。
- 鴨田俊廣議長 お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から6月21日までの19日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成24年6月3日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 3日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、表彰状伝達、人権擁護 委員候補者推薦、報告、質 疑、議案・請願上程、議案説 明	総合福祉保 健センター 多目的ホール
6月 4日(火)		休 会		
6月 5日(水)		休 会		
6月 6日(木)		休 会		
6月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	総合福祉保 健センター 多目的ホール
6月 8日(土)		休 会		
6月 9日(日)		休 会		
6月10日(月)		休 会		
6月11日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	総合福祉保 健センター 多目的ホール
6月12日(水)		休 会		
6月13日(木)		休 会		
6月14日(金)		休 会		
6月15日(土)		休 会		
6月16日(日)		休 会		
6月17日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	総合福祉保 健センター 多目的ホール
	本会議休憩中	予算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議 案説明、質疑、分科会分担付 託	総合福祉保 健センター 多目的ホール
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	予算特別委員会正副委員長の 互選結果報告	総合福祉保 健センター 多目的ホール
	本 会 議 終 了 後	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 視聴覚室
厚生常任委員会 分科会		付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 301会議室	
建設経済常任委員会 分科会		付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 302会議室	
6月18日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 視聴覚室

月 日	時 間	会 議		場 所
		厚生常任委員会 分科会	付託案件審査	総合福祉保健センター 301会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付託案件審査	総合福祉保健センター 302会議室
6月19日(水)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付託案件審査	総合福祉保健センター 視聴覚室
		厚生常任委員会 分科会	付託案件審査	総合福祉保健センター 301会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付託案件審査	総合福祉保健センター 302会議室
6月20日(木)	休 会			
6月21日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	総合福祉保健センター 多目的ホール
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	総合福祉保健センター 多目的ホール

諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 第89回全国市議会議長会定例総会の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 平成26年度国県に対する重要事業の要望事項について、(3) 平成24年度寒河江市土地開発公社決算及び平成25年度寒河江市土地開発公社予算について、(4) 平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成25年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、主な市政の概況について申しあげます前に、御報告申しあげなければなりません。

去る5月26日早朝、本市職員が山形市内において酒気帯び運転による交通違反の摘発を受けました。翌27日付で当該職員を免職、監督職員に対し戒告の懲戒処分を行ったところであります。市を挙げて

飲酒運転撲滅に取り組んでいるときに、このたびの行為はまことに遺憾であり、議員各位並びに市民の皆様にご心から深くおわび申しあげます。

今後、このようなことが二度と起こらないように、対策を徹底し、市職員一丸となって一日も早い信頼回復に努めてまいり所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いを申しあげます。

さて、いよいよ6月に入りまして、寒河江市が一年で最も活気づく季節を迎えました。去る6月1日の観光さくらんぼ園の開園式を皮切りに、約1カ月半にわたって「日本一さくらんぼの里 さがえ」の情報を全国に発信してまいり所存であります。

まず、ことしのさくらんぼの作柄状況でございますが、4月21日の降雪以降の低温によって、花の満開時期が平年よりも4日程度おくれましたが、5月6日以降の高温と好天により順調な生育状況となっております。県のさくらんぼ作柄調査によると、収穫量は平年並みと公表されましたが、5月27日に実施された寒河江西村山管内での調査によると、一花叢当たりの着果数は2.1と、平年1.6を上回り、収穫量はやや多いと見込まれているところでございます。

寒河江産さくらんぼのブランド化と消費拡大を図るために、去る4月16日から17日に、東京都中央卸売市場大田市場や都内におけるハウスさくらんぼのトップセールスを行ってまいりました。また、6月12日、13日には西村山1市4町が一丸となって売り込みを行っていく予定となっております。

さらに、今年度からさくらんぼの輸出に向けて試験や市場調査を実施することにしております。6月26日から29日まで、台湾において開催されます食の見本市、台北国際食品見本市「フード台北2013」に出展をして、台湾までの輸送の手段等について検証するとともに、現地バイヤーや一般消費者に寒河江産さくらんぼ「紅秀峰」を紹介をし、高級品の贈答文化がある台湾での販路の可能性について調査してまいり所存であります。

一方、観光誘客のための「寒河江さくらんぼ祭り」についてでございますが、さくらんぼの種吹きとばし全国キャンペーンについては、ことしは新たに北海道を加え、東京、福岡、熊本、大阪など、全国11カ所で開催することにしていただいております。

また、初めての開催となった「ツール・ド・さくらんぼ」は、月山、葉山を含めた西村山地域を網羅する距離123キロメートルに及ぶ自転車の大会でございましたが、遠くは沖縄県を初め、全国各地から500名の参加者があり、西村山地域の旬の味覚や温泉を満喫していただき、地域の観光振興と元気づくりにご寄与することができたものと考えているところであります。

さらに、昨年まで開催をいたしました「花咲かフェアINさがえ」については、リニューアルをした「ゆめタネ@sagaえ」として6月8日からオープンをいたします。これまでの基本コンセプトを生かしながら、チェリークア・パーク全体でさまざまなイベントなどを開催し、観光誘客につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、つや姫のブランド産地化の推進についてでございます。

昨年、市内南部地域に団地化された「つや姫ヴィラージュ」については、ことしも15.7ヘクタールで、5月19日に出発式が行われました。さらに、ことしはこの南部地区に加え、三泉と白岩の2地区においてもつや姫の団地化に取り組むこととなっております。今後さらに多くの地域に広がり、良質な「つや姫の里 寒河江」として全国にアピールをしていけるものと期待しているところでございます。

次に、景気・雇用対策について申し上げます。

国の5月の月例経済報告では、「景気は緩やかに持ち直している」としており、先行きについては輸出環境の改善や経済対策、金融対策の効果などを背景に、消費者マインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待されているところであります。

ことし3月末時点での西村山管内高校新卒者の就職内定率は100%となっております。また、平成25年度から寒河江市雇用創出特別奨励金の制度を創設をし、新たな雇用開発や若者・リストラ者の地元定着を支援することにしております。今後とも社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な本市の雇用対策を推進してまいりたいと考えております。

また、4年目を迎えます寒河江市住宅建築推進事業についてであります。5月31日現在で申請件数133件、補助申請金額は1,966万円で、対象工事費は4億1,400万円となっております。

また、子育て世代の住宅取得の推進と定住人口の増加を図るため実施しております「子育て定住住宅建築事業補助金」については、5月31日現在、申請件数28件で、補助申請金額1,400万円となっております。住環境の整備と地域経済の活性化に大きく寄与しているものと思っております。

次に、子育て関連事業について申し上げます。

去る4月7日、市内10番目となります高松地区学童保育所「せせらぎクラブ」が高松小学校内に開所いたしました。児童数は、当初10名でスタートいたしましたが、現在は12名となっております。今後も徐々にふえてくるものと思っております。子育て世代の育児と就労の両立を支援し、子供の健全な成長を育んでいくために、今後も放課後児童対策の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年7月に本市子育て支援の拠点施設としてオープンいたしました寒河江市総合子どもセンター「ゆめは一と寒河江」の入場者が、去る5月30日に5万人に達したところでございます。今後とも親子の交流と子育てに関する相談、情報の提供など、子育て支援機能の一層の充実を図り、保護者の皆さん、子供さんからも親しまれ、より多くの方々が利用できるよう努めてまいりたい所存であります。

次に、スポーツ施設の整備について申し上げます。

屋内多目的運動場は、去る4月12日に起工式が行われ、冬期間における市民の屋外スポーツの練習の場として、また市内外から多くの人が集まる施設として活用を目指すとともに、災害時には支援物資の搬送拠点基地としての機能も有しております。12月に完成の予定でございます。

また、最上川寒河江緑地はことし4月から指定管理者による施設の管理業務を開始しておりますが、このたび市民を初め多くの皆様から親しまれるよう、愛称を募集したところであります。全国から多数の応募があり、その中から緑地のグリーンに最上川のリバーを組み合わせた「グリバーさがえ」に決定いたしました。

次に、東日本大震災関連について申し上げます。

東日本大震災で発生した宮城県岩沼市の廃棄物について、宮城県より処分委託を受け、昨年7月3日より市内日田の株式会社アールテックで受け入れをし、リサイクル処理を行ってまいりましたが、この3月30日で処分委託が終了したところでございます。

また、道路側溝汚泥放射性物質検査についてでございますが、放射性物質汚染特別措置法により、汚泥を廃棄物として処分する場合には、放射性物質検査が必要となりますが、本年度は5月末現在で54町会から検査の申し込みがございました。検査の結果、指定廃棄物の基準値8,000ベクレルを超え

る値は検出されておられません。

次に、姉妹都市ギレスン市との相互交流について御報告申しあげます。

本年は、トルコ共和国ギレスン市との姉妹都市締結25周年の年であります。記念事業として、5月18日から5月24日までの日程で、副市長を団長として慈恩寺舞楽団10名を含め総勢16名でギレスン市を訪問いたしました。5月20日には、7カ国の民族舞踊団が参加して開催されたギレスン国際フェスティバルで慈恩寺舞楽「太平楽」を披露し、5,000人を超す大観衆を魅了し、日本の伝統文化を通じてギレスン市との友好と交流を深めることができたものと考えております。

また、来る6月14日からギレスンより県知事並びにギレスン市長を初めとするギレスン市の訪問団が本市を訪れる予定となっているところでございます。さくらんぼ祭りや「ゆめタネ@さがえ」など、寒河江の旬のイベントや寒河江の美しいまちをごらんいただくとともに、おいしいさくらんぼなどを堪能していただき、さらに交流を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、3月定例会以降の市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力をいただきながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

次に、平成26年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告を申しあげます。

国県に対する重要事業の要望事項につきましては、去る5月14日の議会全員協議会で御協議をいただいたところでございます。協議の結果を踏まえ、健康福祉部関係の1、「市民が安心して暮らせる医療体制の確保について」及び3、「介護保険制度の安定的運営を図るための財政支援について」の項目において一部追記、修正させていただきました。加えて、御指摘をいただきました文言等の修正を行ったところでございます。そのほか、御意見をいただきました事項につきましては、現在国で検討している内容もありますので、動向を注視するとともに、調査などを踏まえた上で今後検討してまいります。

詳細につきましては、議会全員協議会で御説明を申しあげておりますので、それにより御報告にかえさせていただきますと存じております。

次に、平成24年度寒河江市土地開発公社決算及び平成25年度土地開発公社予算について御報告を申しあげます。

初めに、平成24年度事業報告及び決算であります。委託事業においてはチェリークア・パーク整備事業用地の民活用地1区画と、のり面の処分を行っております。また、自主事業においては寒河江中央工業団地第4次用地造成事業として造成工事、道路舗装新設工事（C路線）及び排水路工事を行うとともに、中央工業団地2区画と住宅団地5区画を処分しております。この結果、収益合計が3億8,111万9,341円、費用合計が3億4,945万6,230円となり、3,166万3,111円の当期純利益が計上されております。

次に、平成25年度の事業計画及び予算でございますが、土地開発公社の設立目的と役割を認識し、委託事業並びに自主事業を推進することにしております。特に公社所有地の処分に重点を置くとともに、寒河江中央工業団地第4次用地造成事業については引き続き企業の立地動向を見きわめながら、オーダーメイド方式により進めていくこととなっております。これに伴う収益的支出予算としては34億3,322万4,000円、また資本的支出として56億3,678万2,000円が計上されているところであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

次に、平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成25年度一般財団法人寒河江市体育振

興公社予算について御報告を申し上げます。

平成24年度につきましては、指定管理者として各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習指導要請にも積極的に応えるとともに、寒河江市総合スポーツクラブ「アスポーツさがえ」の運営支援を行いながら、生涯スポーツの普及振興に努めてきたところでございます。その結果、利用者数は約13万4,500人、当期収入合計6,539万円、当期支出合計6,471万8,000円となり、当期収支差額として67万2,000円が計上されているところであります。

また、平成25年度につきましては、指定管理者として各施設の管理運営業務を円滑に行い、市民がスポーツに親しむ機会を数多く提供するため、予算総額6,543万円を計上したところであります。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりでございます。

以上の2件については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

以上であります。

質 疑

○**鴨田俊廣議長** 行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況について質疑はありませんか。16番川越議員。

○**川越孝男議員** 市政の概況についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、市長から報告があった極めて残念なことでありますけれども、職員の飲酒運転による処分との関係であります。これで、マスコミ報道になりました。そして、今市長からありましたように当事者の処分と、監督責任というので所属課長、それから新聞報道によりますと市長と副市長の責任もというふうなことが載っておりました。しかし、それはもちろん議会の中で条例を提出しなければならぬであろうというふうに思いますが、きょうの議運の委員長の日程の報告やなんかにもありません。したがって、この関係がどうなっているのか、市民の皆さんも極めて注視をしながら、私も質問などもされておりますので、マスコミ報道ときょうのこの本会議での概要報告との関係でどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 丹野副市長。

○**丹野敏晴副市長** 御案内のとおり、このたびの議案のほうにはそのための条例改正というものは提出してございませんけれども、現実的に当初で間に合わなかったというようなことでございまして、先日の議会運営委員会においてもお話し申しあげましたが、市長、それから副市長の報酬減額の件につきましては、今議会の追加議案というような形で提出していきたいというふうに考えているところでございます。(「了解」の声あり)

○**鴨田俊廣議長** 次に、(2) 平成26年度国県に対する重要事業の要望事項について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(3) 平成24年度寒河江市土地開発公社決算及び平成25年度寒河江市土地開発公社予算について質疑ありませんか。16番川越議員。

○川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

決算書の9ページ、12ページ、16ページに関係してでありますけれども、評価損の関係であります。24年度に完成土地で500万円、代替地の関係で500万円の1,000万円の評価損が出されているわけでありまして、完成土地の場合は緑町の住宅団地が1,500万円のやつが1,000万円になるという、3分の1の評価損が示されています。それから、代替地谷地田の関係でありますけれども、1,600万円が1,100万円に、500万円の減であります。評価損であります。したがって、これらの基準及び根拠を示していただきたいというのが1点であります。

それから、15ページ、16ページにこの明細表が載っているわけでありまして、24年度のただいま申しあげた部分については24年度、当年度の評価減というふうな形で載っているわけでありまして、実際この明細表に載っている土地であっても、24年度以前、23年度までの間に評価損になっている土地がざっとあるわけでありまして。したがって、私前にも意見を申しあげているんですが、この15ページ、16ページの一番右のほう、この明細表の右側、摘要欄に過去にその土地で評価損になったのは何年の年に幾ら幾らの評価損というものを表示すべきでないかということのをこれまでも提起をしております。なぜならば、全体的な資産の関係、土地の評価の関係ではわかるわけでありまして、その土地を取得をし、造成をし、今現在何ぼだという評価ではしますけれども、過去にその土地に幾ら金が投資されているのかもわかる必要があるのではないかと。そうすると、余りその土地はもうそのままにしておくともっともっと大変なことになるというふうなことで、処分についてもやっぱり早急にしなければならぬという、こういう意識が出るのではないかという理由から、そういうことを申しあげておりますけれども、この15ページ、16ページの中で一覧表で過去に評価損をした土地はどれとどれとどれで、幾ら評価損をしているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、19ページであります。今回の処分で、プロパー事業で2カ所、原価を割って処分している土地があります。もちろんこれを全てだめだというふうには私申しあげません。もう塩漬けの状態を解消しなければならないという課題があるわけでありまして。しかし今回の処分について、その原価を割って処分をした基準というか考え方をお聞かせをいただきたいということと、今後こういうふうなことについての基本的な考え方をお聞かせをいただきたいと思っております。

次、4点目でありまして、事業計画の関係であります。1ページの事業の4番、5番が今回新たに取得をし、造成なり処分をするということになっているわけでありまして、この4番と5番の事業の取得の理由、場所などを教えていただきたいというのが4点目です。

それから、5点目でありまして、開発公社の役員にこれまで議会から出ておったわけでありまして、議会改革の一環として市議会議員が開発公社の役員には出ていけないという、こういうことを決定をし、そういうふうになりました。したがって開発公社の役員は、5月31日付でたしかやめられているというふうに思うんですが、今後どういうふうにしていく考えなのか、定款の変更なども伴うのだらうというふうに思いますが、今後のことについて教えていただきたいと思っております。

それから、6点目でありまして、そのように議会から今度開発公社の役員が出ていけないというふうなことになりましたので、したがって開発公社の役割というのは、市が行う市の公共事業等での土地の先行取得ということも極めて大きな役割としてやられてきておるわけでありまして。したがって、議会との意思疎通といいますか、連携でありますけれども、この点、今後どのようにしようというふうに考えているのか。開発公社は開発公社で別人格だから、議会とは一切関係ありませんとい

うふうな形には、私は事の任務、性格上ないというふうに思いますが、この辺の関係についてどのように基本的に考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上6点、お尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 宮川政策推進課長。

○宮川 徹政策推進課長 それでは、6点御質問を頂戴いたしました。

まず、第1点目でございますが、今回評価損、990万円ほどさせていただいているというふうなことで、その基準と根拠についてというふうな1番目の御質問かと思えます。

過去においても時価評価というものを行って、土地評価損を計上したケースが、今回を含めて5回というふうなことであります。その基準と根拠というふうなことでありますが、土地開発公社ではより実態に合った財務諸表としてまいりたいというふうなことから、財務規程においてその時価が取得原価より30%以上下落し、そして近い将来回復する見込みがないと認められるような場合は、時価をもって処理をさせていただいてきたというふうな経過でございます。

今回は、毎年行っているその時価評価の中で、議員からもありましたとおり緑町の宅地部分につきまして、それから本町3丁目の宅地部分につきまして、3つ目が代替土地であります谷地田の田んぼにつきまして、評価がえをしてまいったというふうなことでございます。

それから、2番目でございますが、15ページ、16ページのいわゆる決算附属明細書の中の摘要欄で、過去の評価がえの表記もすべきではないかというふうな御質問かと思えます。これにつきましては、国が定めております土地開発公社経理基準要綱等によりまして表記をさせていただいておりますので、その点につきましてはその都度議会のほうにも御報告をさせていただいているというふうなこともございますので、御了解のほどお願いしたいというふうなことでございます。

それから、3点目になります。過去の評価がえの部分の明細というふうな御質問かというふうに思えます。今、手元に持っている資料からしますと、過去に先ほど4回評価がえを行っているというふうなお話をさせていただきましたが、平成15年度、それから平成17年度、それから平成20年度、平成21年度ということで、過去、箇所になりますと17カ所の評価がえを行ってきております。基本的には30%以上の時価の下落があったときということで対応をさせていただいてきたところでありまして、なお、詳細につきましては、時間の関係もございまして、後ほど資料のほうは示させていただければというふうに思えます。

それから、4番目になります。平成25年度の事業計画、予算及び資金計画書の1ページというふうなことかと思えます。この中で、4番目と5番目に中央工業団地の再拡張用地の造成事業の取得分、1,089平方メートル、それから5番目の第4次用地造成事業の取得、6,204平方メートルの場所と理由というふうな御質問だったかというふうに思えます。

御案内のとおり、工業団地の中で未買収地、まだ買い切れていない土地がございます。この部分を今回4番と5番に計上させていただいて、取得を進めていくというようなことで考えている内容でございます。なお、詳細につきましてはやはり地権者等々の御協力、御理解を得ながらやっていかなければならない事業でございますので、詳細につきましては差し控えさせていただきたいというふうに思えます。

それから5番目、6番目は関連性があるのかなとは思いますが、まずは5番目につきまして、公社の役員、理事の方々の、このたび市議会議員の皆様方のほうから辞職というふうな形になったわ

けでございますが、基本的には公社のほうの定款の中で11名以内というふうな理事の人数が、一応規定がございますので、基本的にはその範囲の中で穴埋めもさせていただきながら考えております。

その中で、1つは司法書士の寒河江支部がございますので、その中から御依頼を申しあげまして、推薦をいただいたというふうなことでございまして、4名の理事が今回辞職されたわけでありましたが、そのかわりに司法書士の方から1名入っていただいたというふうなことでございます。4名全員を新たに任命するというふうな形はとらなかったところでございます。

それから、監事につきましても議員の方の中から入っていただいておりますが、そちらのほうにつきましても東北税理士会の寒河江支部という組織がございますので、税理士会のほうからこちらのほうで推薦依頼をさせていただいて、監事として入っていただいたというふうな形をとらせていただきました。

あと、今後の市議会との連携につきましては、理事会の中では議員の皆さんがいないというふうな形になっているわけでございますので、折につけ協議内容、それからその課題等につきましてはお示しする場面を何らかの形でつくっていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。今のところはそんなことで御了解をお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○**鴨田俊廣議長** 16番川越議員。

○**川越孝男議員** 今、説明あるいは答弁がありましたので、全体的には理解をするわけでありませうけれども、しかし過去の評価損の部分、それはマニュアルと申しますか、こういうふうに決算資料として作成しなさいという部分には書かれていないというふうなことは、前もお聞きをしていますので、それはわかります。しかし、実際その土地が、評価見直しをした年は、評価損があった場合は評価損がわかりますけれども、次年度以降になりますとその土地は実際どれぐらいかかって、どうなのかというのとはわからない、今のこの明細書になるわけでありませう。したがって、やっぱり実態をわかるような形にするためには、摘要欄にそういうことを記載しては悪いというものではないというふうに私理解をしているんです。まさに今全体が自己決定、自己責任の時代です。書かなければならない要件はこうこうこれだけ、しかし、より理解をしてもらうためにはこうしたほうが良いというふうなことであれば、改善点、善処策として私は許されるのではないかとというふうな見解を持っているから、たびたび提言をさせてもらっているんですが、そのことについて改めてお聞かせをいただきたい。

それから、先ほど抜けたようでありますので、

事業の縮小、決算報告の11ページ、12ページであります。計画では、土地の造成34億5,700万円計上されておったわけでありませうけれども、決算では2,550万5,000円に縮小しているわけでありませう。もちろん開発、工業団地第4次拡張工事などが経済状況の中でなのかというふうには思われますけれども、この縮小した理由をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 宮川政策推進課長。

○**宮川 徹政策推進課長** 抜けていたようで、申しわけございませんでした。

この11ページ、12ページに関しましては、ただいま川越議員がおっしゃったとおり当初予定しておりました主に工業団地のほうの販売がなかなか思ったとおり進まなかったというふうなことで、縮小というふうな形になったものでございます。

あと、先ほど追加で御質問のありました明細表の摘要欄のことでございますが、これに関しまして

は過去にもこの場面でいろいろお答えをさせていただいたというふうな経過がございますが、今後につきましても議員の考えている内容等もよくわかるわけでございますので、そこは折に触れて基本的なところは情報をお示しするような形をとらなければならないだろうというふうに思いますので、そこはこの中でというふうなことになるかどうかもう少し慎重に研究、検討をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**鴨田俊廣議長** 次に、(4)平成24年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成25年度一般財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

全国市議会議長会表彰状伝達

○**鴨田俊廣議長** 日程第5、全国市議会議長会表彰状伝達についてであります。

事務局長から申しあげます。

○**丹野敏幸事務局長** それでは、私から申しあげます。

去る5月22日、第89回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から荒木春吉議員、鴨田俊廣議員が表彰を受けられましたので、伝達を行います。

表彰状の伝達は、荒木春吉議員には議長から、鴨田俊廣議員には副議長から伝達をお願いいたします。

初めに、荒木春吉議員、御登壇お願いいたします。

[荒木春吉議員 登壇]

○**鴨田俊廣議長** 表彰状。寒河江市、荒木春吉殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。(拍手)

[表彰状伝達]

○**丹野敏幸事務局長** 続きまして、副議長お願いいたします。鴨田俊廣議員、壇上をお願いいたします。

[鴨田俊廣議員 登壇]

○**木村寿太郎副議長** 表彰状。寒河江市、鴨田俊廣殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。(拍手)

[表彰状伝達]

○**丹野敏幸事務局長** 以上で、表彰状の伝達を終わります。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○鴨田俊廣議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり委員候補者2名の推薦について人権擁護委員法第6条3項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

報 告

○鴨田俊廣議長 日程第7、報告第2号及び日程第8、報告第3号の2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 平成24年度補正予算で、繰越明許の手續をとりました報告第2号平成24年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第3号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2案件を一括して御説明を申しあげます。

報告第2号は、国の地域経済対策に係る小中学校空調設備整備事業費や屋内多目的運動場整備事業費など、11億6,171万3,660円でございます。

報告第3号は、公共下水道建設事業費1億5,435万円をそれぞれ平成25年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をするものでございます。よろしくお願いを申しあげます。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第9、これより質疑に入ります。

報告第2号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第10、議第49号から日程第18、請願第2号までの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第19、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、ふるさと融資制度の改正に伴う地域総合整備資金貸付金等を追加し、畜産振興に係る畜産生産拡大支援事業費補助金等を計上するものでございます。その結果、1億7,556万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ156億556万9,000円とするものでございます。

次に、議第50号寒河江市水防協議会条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

市の附属機関の組織について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第51号寒河江市男女共同参画審議会条例の制定について御説明を申し上げます。

本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第52号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

非常勤職員として男女共同参画審議会委員及び子ども・子育て支援推進会議委員を設けることに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第53号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

屋内多目的運動場の設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第54号寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定について御説明を申し上げます。

本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第55号寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、寒河江市新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第56号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、1路線を認定しようとするものでございます。

以上、8案件を御提案申しあげました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

以上であります。

散 会 午前10時31分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成25年6月7日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第2号

第2回定例会

平成25年6月7日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成25年6月7日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	高齢者福祉の充実について	(1)「あんしんカード運動」の推進について (2)施設及び在宅サービスの充実について	3番 遠藤 智与子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	寒河江市の雇用対策について	(1) 寒河江市の雇用形態とその問題点について (2) 寒河江市として企業への正社員化を促す対策について		市長
3	パチンコが与える影響について	(1) 本市に与える経済効果について (2) 税金等について (3) 毎年報道される駐車場での痛ましい事故について (4) 相談窓口等に問い合わせがくる件数や多重債務者について (5) 教育上問題視されたことはないのか (6) 本市のパチンコに対する認識について	6番 國井輝明	市長 教育委員長 市長 教育委員長
4	まちの活性化について	住民が活動しやすいような、市施設の使用制限緩和について	4番 後藤健一郎	市長
5	食産業の活性化について	(1) 6次産業化を含め、寒河江が有する「食」の強みを生かした農作物及びその加工物づくりの支援について (2) 今後の農産物の輸出について		市長

遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番、2番について、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 改めまして、おはようございます。

さくらんぼが赤く色づき始め、風に揺れる季節になりました。前回の3月議会では、体調を崩し入院を余儀なくされ、欠席となりましたことをおわびいたします。

この6月議会に、こうしてまた質問席に立てましたことを何よりうれしく思っております。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

通告番号1番、高齢者福祉の充実について、まず初めに寒河江市独自で推進している「あんしんカード運動」について伺います。

2011年4月より各家庭に配付されましたこの「あんしんカード」は、緊急時に素早い対応ができるように、また地域で安心して暮らし続けられるようにとの思いを込めて配られたものと思います。

ことし1月17日に、ひとり暮らしの高齢の方が玄関に倒れていたのを近くの方が見つけて、救急車

を呼んだところに遭遇いたしました。町会長さんを初め、近所の方が心配して集まってくださり、一刻も早く出発できるよう心を砕いておりましたが、一向に動く様子がありません。救急隊員の方によれば、同行できる家族への連絡がとれなくて困っているということでした。本来役立つはずの「あんしんカード」がどこにも見当たらなかったのです。

この出来事を機に、関係者の間で「あんしんカード」の存在がクローズアップされました。「そういえばうちももらいっ放しで、どこに置いているかわからない」「書くところが多くて、後回しになっている」などの声が出されました。そこで私は、このせっかくの「あんしんカード」を真に役立て、推進するために、定期的に周知や喚起をしたり、記入事項を見直したり、また本来冷蔵庫に張ることになっている保管場所は適切なのか、再度検討する必要があるという思いを強くしたのですが、このことについてまずお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の「あんしんカード」については、御案内のとおりこういうものでありまして、平成23年5月にひとり暮らしのお年寄りや、日中ひとり暮らしになる高齢者の皆さん、それから障がい者の皆さんに万が一があった場合に、いち早く救急隊員、そして医療機関に正確に情報提供をしていくために、また先ほどお話ありましたけれども、家族の方に緊急連絡するための、そういう重要な手段として2種類のカードが入っているわけです。緊急連絡用と医療情報用という、黄色いファイルに入れて全戸配付をさせていただきました。

配付当初にその趣旨についての回覧文書、それから市報でこのカードの趣旨、あるいは記入の方法などについてお願いをいたしましたし、また全地区の民生児童委員会議において御趣旨を御説明をして、具体的な要援護者の方に対しては民生委員が訪問活動の一環として記入の確認と声かけをお願いしてきたということでもあります。

このカードの有効性ということについては、消防本部にお聞きをすると救急現場で本人が「あんしんカード」を出して、かかりつけ医療機関にスムーズに搬送できた事例もあって、大変有効な情報手段であるという評価もいただいております。

現在、このカードの点検については、民生児童委員の方々から要援護者の方への訪問活動の中で、折に触れて確認をいただいているところでもありますけれども、遠藤議員が今御質問されたケースなど、活用が実際図られていない場合なども懸念されますので、念を入れてその対応を進めていきたいというふうに今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 念を入れて検討していくというお話でございました。せっかく寒河江市独自の「あんしんカード」をさらに有効に使えるように、地域一丸となってしていく必要があるというふうに思います。行政も時々どういうふうになっているのかということの点検などもしていただけたら、さらにありがたいというふうに思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、施設及び在宅サービスの充実について伺います。

私の周りには、長い間在宅で親の介護をしている方がたくさんおります。「もらっている年金で入れる施設はないものか」「特別養護老人ホームに何とか入れないものか」という切実な声が寄せられています。そして、申し込んだものの300人待ちだ、180人待ちだと言われてきたと、途方に暮れています。

そこで、まず介護施設にかかわる幾つかの点について伺います。

1つは、特別養護老人ホームの待機者について、現状の把握と対応はどのようになっているのか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の特別養護老人ホーム、3施設あるわけでありましてけれども、現在定員は260名であります。常時定員に達している状況にあります。

各施設の入所待機者数の状況について、ことしの4月末現在で3施設合わせて市民の方の入所を申し込まれている方の延べ人数でありますけれども、676名ということになります。延べ人数と申しあげましたが、お一人で複数の施設に重複して申し込んでいらっしゃる方もいますので、実人数では437名というふうになっています。このうち、医療機関や老人保健施設、グループホームなどに実際入所していらっしゃる方は120名おります。また、在宅で待機されている方は317名ということになっています。この在宅で待機しておられる方、317名の中で、特に入所の必要性が高い、いわゆる要介護度4、5の方、合わせますと94名ということになっております。

待機者の皆さんについては、施設にあきが出次第順次入所していただくということになっているわけでありましてけれども、その施設の入所の決定については各施設で必要に応じて入所検討会を開催して、国の基準あるいは施設独自の基準に基づいて、そのお一人お一人の状況、あるいは家庭の状況、緊急度の高さなどを点数化して、入所者の優先順位を決定しているというところでありまして。この決定に際しては、公平性を確保するためにその入所検討委員会には市職員なども入って構成をしているところでありまして、適正に対応していただいているという認識を持っているところでありまして。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

在宅で317名、3施設の延べ人数が676名ということでございます。これは重複している方がたくさんいるということですが、なぜ重複するのかということですね。将来に不安を感じている、それから今は介護できるけれども、いずれできなくなるのではないかと、常にそのような不安を持っている方がこのように大勢いるということだというふうに思います。

今、けさの新聞も見ましたが、「特養から軽度者締め出し、厚労省方針、高齢者住宅で対応」というけさの新聞、赤旗に載っておりましたけれども、特別養護老人ホームは軽度者と言われても認知症のひどくなった方、常時徘徊などする方、それから介護者不在、介護困難、住居問題など、そのようなさまざまな理由があって、申し込んでいるというふうに思います。実際、近所の在宅で介護している方も、「うちのばあちゃんは寝たきりになって動けなくなったから、かえってうちで見れるのよ。その前の動いている方のほうが見るの大変なんだ」ということを言っておられました。その軽度者にも適応できるように、このようなたくさんの方の待機者が重複していてもあるわけですので、この待機者解消のために施設増設など取り組むお考えはないのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 施設の増設についてお答えを申しあげますが、市内には3つの施設があるわけでありまして、長生園については平成23年4月に20床、しらいわでは24年4月に30床、合わせて50床の増床がなされています。今の介護保険事業計画、24年から26年までの期間の介護保険計画であります、

その設定をする段階ではこの50床の増床をすることによって、当時の段階では先ほど申しあげました介護度4、5の方が多分60数名という待機者の数字でありました。このたびの50床の増床によって、ある程度その待機者は解消するのではないかという前提のもとに、計画を立てたわけであります。ですから、新たな増床計画はなされていないというのが現在進めている計画であるわけであります。

しかしながら、先ほど申しあげましたように、高齢化が一段と進んで、待機者の実数もふえている状況であります。新たな介護保険の計画、27年度からということになります、その計画策定においては当然のことながらニーズ調査を十分させていただいて、その結果を踏まえて介護保険料とのバランスなども十分検討させていただきながら、もちろん県のほうの御指導などもいただいて、適正規模の整備というものを検討していく必要があるのではないかというふうに現時点では考えているところであります。もちろん寒河江市内の施設のキャパのみならず、近隣の市町にあるそういう施設の広域的な利活用ということも十分考慮に入れながら、施設の整備などについても計画を策定する段階で検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 3番遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 少しは考えていってくださるという希望が見え、うれしく思いますが、実際要介護5の方と要介護4の方が合わせて94名いらっしゃるということですね。50床増床したことにより少しは、少しはといいますか緩和されたというお話でございましたが、何せ676名もの希望者がいるわけですね。3月議会で介護条例ですか、29人以下の多床室を寒河江市でつくれるというような条例ですか、記録を2年間から5年間にするというような条例が3月議会で可決されましたけれども、村山市の場合を見てみましても、その条例によりまして中学校の空き地を利用して葉山ホームですとか、29人以下の多床室ではありますが、個室もあるとのことでしたけれども、そのような小規模の施設もつくっているということがございます。ぜひ計画を立て直す段階になる前から、さまざま近辺など調査していただき、この676名いらっしゃるという待機者の軽減を図っていただきたいというふうに思うところです。

近所の方は言います。「年寄り3人集まると、老後のこと考えるのよ。どういふふうにして過ごしたらいいんだろう。晩年はどこで暮らしたらいいんだろう」ということに必ずなるということです。「遠藤さん、道路とか花咲とかいいから、まずこのついの住みか、つくってけるや」ということが言われておりますので、ぜひ考えていっていただきたいというふうに思うところであります。

さらに、全国的にもですが、特養では経鼻、経腸栄養、胃瘻とか医療処置を必要とする重症化した申込者をお断りせざるを得ない状況があるというふうに聞いております。寒河江市ではこの点、どうなっているのでしょうか。胃瘻などの医療処置の必要な方の入所人数と、待機者の現状などお聞かせください。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 実際、寒河江市内で入所を希望されている方は、676名ではなくて437名になるわけですね、実人数でいえば。延べ人数ですから、同じ人が何回も手を挙げている。さっき申しあげましたけれども、介護度4、5の在宅の方は94名だということでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

質問にお答えをしたいと思えます。

医療度の高い重症化した高齢者の入所者数あるいは待機者数ということでありますが、5月末現在

で長生園では入所されている方が16名、待機している方が21名、しらいわでは入所されている方が4名、待機しておられる方が10名、いずみでは入所している方が12名、待機している方が16名ということで、3施設合わせますと入所している方は32名、待機している方は47名というふうになっております。

重症の高齢者の方の入所につきましては、各施設の看護職員の人数や勤務体制などによって受け入れ状況は若干異なりますけれども、各施設とも積極的に受け入れをいただいているというふうに私どもは認識しているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり待機者もかなりいらっしゃるということがわかりますね。先ほど待機者の延べ人数の数を676名と言いましたけれども、437名ということでございますね。わかりました。ですが、医療処置の必要な方の入所ということで、実際この待機している方は老健とか、お家で訪問看護を受けたり、施設にいて暮らしている方が、在宅で待っている方が57名ですけれども、いるわけですね。そうしますと、在宅で医療処置が必要な方、訪問看護とかを利用していると思うのですけれども、それはなかなか大変なことだというふうに思います。お金がかかりますので、訪問看護も実際に週に何回かと限られております。これは待機者がいる限り、何とかしていただきたいというふうに重ねて申しあげたいというふうに思います。

さて、4つ目ですけれども、介護職員の処遇改善についてお伺いいたします。

2011年9月議会では、月額1万5,000円引き上げるとして設けられた介護職員処遇改善交付金が当年度で終了することを受け、その後の市としての姿勢を問うたところ、介護職員処遇改善交付金事業については恒久的な措置を講じていただくよう市としても全国市長会において国に対して要請しているところだという答弁をいただきました。その後、どのようになっているのかを伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど遠藤議員から御指摘ありましたが、国のほうでは介護職員処遇改善交付金を平成21年10月から交付をしておりましたが、平成23年度で廃止をして、24年度から介護報酬改定では26年度までの経過措置として介護報酬に上乘せをして、介護職員処遇改善加算を創出をしているということであります。現在はそういう状況で推移をしているというふうに理解をしているわけであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この処遇改善加算がどのような形でかけられているのでしょうか。利用者にとどの程度負担がかかっているのか、その点お聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 処遇改善の内容について、特別養護老人ホームのほうからお聞きをいたしますと、どの施設においても介護職員処遇改善加算に移行してから手当の水準を増額をしているというふうに聞いているところであります。この処遇改善加算の問題点としては、請求書に介護職員処遇改善加算の項目など記載されているわけではありますが、利用されている方にとってはわかりにくい制度になっているというふうに思いますので、事業者側においてぜひ丁寧な説明が行われる必要があるというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。実際に利用者の方が自分たちがその処遇改善というものに対して負担

しているということに気づかないでお支払いしているという方がたくさんいるというふうに向っております。私の知り合いのケアマネジャーに聞いたところ、それを説明したところ、「いいんだいいんだ、いつも世話になっているからそのぐらいいいんだ。おまえたちも大変だべ」というようなことを言うてくださる方もいらっしゃるそうです。ですが、大半はやっぱり高い介護保険料を払って、サービスを何とかやりくりして使っているわけですね。そういう方にまで職員の処遇改善加算がかかるというようなこと、これは行く行くはしないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。これは国の問題ですので、このことについても全国市長会などで言うていただけたらというふうに向っております。

そして、けさの山形新聞にも見出しに書いてありますね。県の介護職アンケート、県公表ということで、大きく出ておりました。事業所、人手不足40%、職員、賃金低いと感じる方が56%となっております。これは、労働の割に賃金が安くて離職が多いということにつながっていきます。2025年度には、11年度比で新たに9,000人の介護職員が必要になると推計しているというふうな記事でありましたけれども、介護職員の処遇が改善されなければ、この数もままならないというふうに思います。ですので、ぜひ介護職員の処遇を改善できるように、折に触れて要望していきなり、対策を考えていきなりということをしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、在宅介護にかかわる幾つかの点について伺います。

厚生労働省は、2012年4月に市町村の独自判断で要支援者を保険給付の対象から外し、地域支援事業、介護予防ですとか、日常生活支援総合事業ですとか、これらの対象に移す仕組みをつくりました。それに先立ち、2011年9月議会で私はこのことは要支援者への保険給付の大半を占める専門のヘルパーによる調理など生活援助の取り上げにつながり、サービスの低下は免れないとして提起しております。今回、厚労省は同様の事業を全市町村に拡大して、要支援者の全体を保険給付の対象外にする方向を打ち出しております。

そこで、まず寒河江市では現在介護保険の要支援該当者は何名いるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のことし4月末現在の要支援認定者数は、要支援1が257名、要支援2は195名であります。合わせて452名ということになっております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。合計452名ということですが、この452名の方の1人当たり1年間に受けている介護給付金と、その主なサービス内容をお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年度の場合、1人当たりの平均給付費は24万4,526円となっております。これは要支援1、2の合計数で、全体の介護給付費を割り込んだ場合の平均ということになります。

それから、その方たちが受けた主な介護サービスということですが、デイサービスが33.4%、それから通所リハビリサービスが21.2%、ホームヘルプサービスが17.3%、住宅改修が3.9%というような状況になっているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 一番多いのがデイサービス利用ということでございます。このように、452名の方が年間に平均して受ける介護給付金というのは24万4,000円ですか、そのようになっているというこ

とでございますが、このデイサービスをせつかく33.4%の方が受けておられる、それからホームヘルパーさんの介護を受けているという方もいらっしゃる。昨年4月以降、要支援者を介護保険の給付対象から外すことについて、自治体の選択制になったことは先ほどもお話ししましたが、この方たち、実際このようにサービスを受けている要支援者の方たち、この前の自治体の選択制になった時点から今まで、寒河江市ではどのようにしてこられたのか、それをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 24年度から、その予防給付と地域支援事業、選択して実施することができるということになりましたが、もちろん寒河江市を初め県内の全市町村では予防給付ということで対応しているというふうに聞いております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 実際、この地域支援事業に移行された方は実質的にいなかったということでございますね。これは大変私にはありがたいことだったなというふうに思っております。それがこのたび安倍政権はこの選択制をやめて、そもそも要支援の方を介護保険給付事業から外すことを計画しておりますが、そうなった場合、この452名の方たちにどのようなことが想定されるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 要支援者に対する予防給付から、地域支援事業への移行の問題については、現在政府の社会保障制度改革国民会議、さらには社会保障審議会介護保険部会などで議論がされている状況であることは御案内のとおりであります。今のところ、現時点では国のほうから各市町村、自治体のほうには具体的には何も示されていない状況でございます。しかしながら、その移行については遠藤議員も御指摘があるように介護保険制度の根幹にかかわる大きな政策の転換につながっていくというふうに認識しておりますので、本市のみならずもちろん山形県内の自治体あるいは全国の問題でもございますので、国の動向などを注視しながら、その対応については慎重に検討していく必要があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 十分に検討して、まずは利用する方に負担のないように、利用者が困らないようにということで、考えていっていただきたいというふうに思います。高い介護保険料を払っているのにサービスを受けられないということは、本来おかしいことです。政府が費用削減の意図で要支援者外しを持ち出しているなら、減らしてきた国庫負担こそふやすべきだというふうに思います。寒河江市でも、国や県への重要事業要望書にこれに関連した文書を上げておりますが、引き続き要望していただきたいと思いますと重ねてお願いいたします。

次に、介護者激励金について伺います。

以前は寒河江市でも、在宅介護している家族の負担を少しでも緩和するために介護者激励金を支給していたとお聞きしておりますが、いつごろからかそれはなくなったということですね。家族の慰労のための食事会などはしているというふうにお聞きしましたが、他の自治体ではどうなっているかということをお聞きしました。年間で、中山町は5万円、大江町は所得税非課税世帯に対して8万4,000円、課税世帯は2万4,000円、西川町は1万円の介護激励金を支給して、朝日町は1泊御招待で慰労しているということでした。そこで、寒河江市でもこの介護者激励金を復活してはど

うかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市においては、昭和56年にこの今お尋ねの寝たきり老人等介護者激励金支給条例というものを制定をして、1人当たり年額2万円から3万円の激励金を支給してまいりました。平成12年度からの介護保険制度の開始により、県から交付されておりました介護者激励金の補助金が平成13年度末で終了したことなどを受け、市としても平成16年3月に制度を廃止をしたところであります。

御案内のとおり、寒河江市では介護者激励金にかえて、平成14年度から重度の要介護者を介護している方の交流会などを開催してきたところでありますが、現在では重度のみならず中度の被介護者を介護している方まで対象を拡大して実施をしているところであります。

介護保険制度は、御案内のとおり従来家族による介護にかえて社会全体で要介護者の方を支えていくという、介護の理念の転換であったというふうに認識しております。介護保険制度は誕生してから14年目に入りますけれども、現在は在宅要介護者に対する訪問介護、さらには訪問看護などの在宅介護サービスが大変充実をしてきております。年々利用の定着が図られているわけでありまして、そういった意味から、家族で介護されている方を個別に激励するというのではなくて、介護者同士の交流を通じて全体で家族介護をされている方を慰労していくことのほうが、この制度の理念に沿ったものだというふうに認識しているというふうに今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 介護保険で全体を見ていくということですが、実際に他の近隣の自治体でもこのような激励金、5万円とか8万円とかのお金を介護者に支給しているということですね。それで、介護者激励会、交流会というものがあるといいますが、これは実際自宅で見ている方を何とか都合をつけて出ていかなくちやいけない、さまざまな事情もあるので参加できない方もいらっしゃるのではないかとこのように思います。全員が無欠席ということではないと思います。そうなった場合、やはり不平等が起きるのではないかと思いますので、このこともすぐには言いませんが、考えていただけたらさぞかし心強い味方になるのではないかとこのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、ここまで高齢者福祉の充実についてお聞きしてまいりましたが、この項の最後に1つだけお伺いしたいと思います。

今、高齢者のニーズは多様化され、長年住みなれた自分の家で最期を迎えたいという方もいれば、ひとりぼっちではなく仲間やなじんだ介護者のいる施設で見守られながら最期を迎えたいという方もおられます。一人一人のさまざまなニーズを丁寧に酌み上げ、寄り添い、実現に近づけていくために、行政としてどのように応えていくのかという点、お伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の皆さんの多様なニーズに対応していくということは、高齢者福祉施策の基本であります。そういった意味で、市としては平成18年度から市の地域包括支援センターというものを設置をして、専門職8名が高齢者の皆さんの求めているさまざまな課題に対して継続的に支援していただけるように、親身になって相談に乗っている、あるいは対応しているという状況にありますし、また安否確認でありますとか、それから見守り訪問活動を行いながら、多様なニーズに的確に対応できる

ように連携機能というものを持ちながら担ってきているところでありまして、先ほど申しあげましたけれども平成27年度からの新たな次期の介護保険の事業計画というものを来年度は策定していかなければなりませんので、そういった中で高齢者の皆さんのニーズ調査なども十分させていただきまして、そういう高齢者の皆さんの変化する多様なニーズに的確に対応した体制あるいは施策というものを講じていかなければならないというふうに考えているところでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 一人一人の高齢者にとって幸せな生活ができるように、考えていっていただきたいというふうに思います。

1991年12月16日、国連総会は高齢者のための国連原則を決議しました。市長にもぜひ一読していただきたいというふうに思うのですが、大きな視野で高齢者のあるべき姿が述べられています。私は、長生きすることが負目になるような社会ではなく、長寿社会は人類進歩のあかしと思えるような、喜びとなる社会を目指して頑張っていきたいというふうに思います。

また、吉村知事は介護疲れによる自殺や心中など介護悲劇多発県を解決する県民運動を提唱していると聞いております。このような動きとも連動して、寒河江市としても力を入れていただきますよう重ねて要望いたします。

時間も迫ってまいりました。

次に、通告番号2番、寒河江市の雇用対策について伺います。

6月4日付朝日新聞に、「目指す社会を描くのが先」という前国連人口基金東京事務所長の池上清子さんの記事がありました。その中に、「契約社員や非正規労働者が育児休業をとりづらいなど、働き方の問題は出生率の低下につながる」という一文がありました。これに代表されるように、今の雇用形態には不安定なものがあります。

そこで、まず初めに寒河江市の雇用形態とその問題点についてですが、具体的に正規雇用と非正規雇用の割合はどうなっているか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことし4月の時点でありましてけれども、寒河江市が実施をいたしました市内事業所100社を対象とした雇用動向調査によりますと、正社員の割合は66.8%、それ以外の非正規雇用者は33.2%というふうになっております。正社員の割合については、調査を開始した平成21年には69.6%でありましたから、それ以降調査年や月によって変動はありますが、おおむね低下傾向になっているようでございます。

また、全国の数字、平成24年の経済センサスの速報値によると、全国の正社員の割合は58.5%、寒河江市を下回っているという状況であろうかと思っております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 非正規雇用が半分近くになっていく勢いだというように感じますが、この非正規雇用、寒河江市として企業への正社員化を促す対策についてということで、寒河江市では市内の企業に対して正社員の増加を促すため、本年平成25年度から新たに雇用創出特別奨励金を設けております。

これの意図する大きな目的と運用状況をお聞きしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市におきましては新第5次振興計画の重点プロジェクトの一つとして、「さがえの雇用」拡大プロジェクトというものを掲げているわけであります。企業誘致の推進、さらには事業規模拡大等に対する金融面での支援、さらには新商品開発や受注拡大に向けた支援、そして新規学卒者に対する就職の支援などによって、市の雇用情勢の改善に鋭意取り組んでいるところであります。

今年度から雇用創出特別奨励金制度を新設をさせていただきました。今お尋ねがありましたからお答えを申しあげますが、新增設などにより正社員を増員した場合がありますとか、事業主の都合による離職者を正社員として雇用する場合に、事業主に対して奨励金を交付するということであります。このことによって、市内企業の新規雇用開発、若者の地元定住、あるいはリストラ者の雇用安定に対する取り組みを支援していくということにしているところであります。対象となりますのは、寒河江市に住居を有する60歳未満の方を継続して2年以上正社員として雇用しようとする場合であります。お一人当たり6カ月ごとに10万円、年間で20万円を2カ年交付しようとするものでございます。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。大変いいことだなというふうに思います。このようなものが出ておりますね、雇用創出特別奨励金の御案内ということをごさらに周知していただいて、役立てていただけることを願っております。そして、こういうことも助けとなって、若い人たちが夢と希望を持って働けるようになることは、これからの寒河江市の発展に不可欠だというふうに思っております。

6月3日の本会議で、市長の行政報告、市政の概況についての中で、高校生の就職率が100%ということが話されました。これは大変うれしいことですが、反面離職も多いと聞いております。これについて、離職率の推移などわかっているものがあればお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 西郡管内の高校新卒者の離職状況というのはちょっとデータがありませんので、お答えできませんけれども、全国的な資料によると、厚生労働省が発表した資料があるわけでありますけれども、高校卒業3年後までの離職率というのが資料としてあります。3年後ですから、3年前、平成20年度の卒業生の数字が直近の数字ということになります。山形県はその離職率が34.3%、3分の1ということですね。全国が35.7%というふうなことで、いずれも3分の1を超える離職率になっているという状況にあるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり大変多くなっているということでございます。このような高校卒業者の離職を食い止め、定着させるために、市でもいろいろなことをされていると思いますが、どのような努力をなさっているのかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 24年度の管内の高校卒業生、100%就職をしたということを御報告申しあげましたが、就職した者の95%が県内に就職しているということであります。地元志向が高いというふうに認識をしているところであります。そういう状況でありますから、寒河江市においては高校生の就職支援、地元定着のために企業あるいは学校などと十分連携をとりながら、いろいろな支援策を講じているというふうにしていくところであります。

御案内のとおり、昨年度から市で就業支援サポーターというものを設けさせていただいて、企業と

学校訪問などを通じてさまざまなニーズの把握、あるいは企業の求人情報の収集などを行いながら、雇用のミスマッチの解消をしている、あるいは企業に対する新規求人の要請などに積極的に努めているところでもあります。

また、高校生の就職希望者については、市内企業の協力のもとに、2年生については希望する企業で就労体験をするインターンシップ事業、それから1年生を対象とした希望進路実現セミナーを開催しております。また、3年生については就職内定者を対象にした新社会人パワーアップセミナーなどということもさせていただいているところでもあります。

先ほどお尋ねありましたけれども、1回就職してからの離職率ということもありますので、さらに市内の新規就職者、就職した方を対象にした研修あるいは懇談会などを開催して、就職後のフォローアップに努めているところでございます。

今後ともこうした高校生から新規就職者までの各段階に応じた取り組みというものを積極的に進めながら、若者の就労意識の醸成あるいは就職定着率の向上につなげていかなければならないというふうを考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 3番遠藤議員。

○遠藤智与子議員 さまざまな努力が、小さな努力が積み重ねられているんだなというふうに感じました。さらに重ねていていただきたいなというふうに思います。

さて、政府の規制改革会議が一昨日の5日にまとめた答申には、雇用分野で正社員改革として限定正社員の雇用ルールの整備が盛り込まれました。この限定正社員とは、勤務地や業務内容、労働時間、残業などですね、それらを限定した雇用契約を使用者と結んで働くものです。雇用期間が無期限なので、正社員として扱われるんですけども、企業の都合で勤務先の工場や店舗の閉鎖、業務が廃止されれば簡単に首切りされてしまうというものです。

2007年に、ユニクロがアルバイトや契約社員を大量に限定正社員にして話題になりました。待遇は、時給をそのまま月給制にし、実力評価で一時金を出すという内容でした。正社員にはなったものの、働く人は労働超過になり、離職が後を絶たないと言われていました。いわゆるブラック企業という言葉も生まれ、大手の牛井店などで働く若者は「正社員になったら殺される」とまで言っております。

今、必要なことは長時間労働の是正やサービス残業の根絶、均等待遇の実現、最低賃金の引き上げなど、誰もが安心して働き続けられるよう、ルールを確立することだと思います。寒河江市の若者が安心して働け、先ほど冒頭で言いました出生率も上がるような環境づくりに行政も力を注いでいただけますよう重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号3番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 おはようございます。

早速、質問に入らせていただきたいと思います。

私は、新政クラブの一員として、関心を持つ市民を代表し、質問させていただきます。

山形県内、西村山地域全体を見ても、ここ寒河江市には人口比率から見ても非常に多くのパチンコ

店が出店されていると感じます。よく、「パチンコは娯楽」と言われ、多くの方々が楽しまれているようです。しかし、こうした娯楽の範囲を超え、連日パチンコ店に足を運び、依存症に陥り、結果として勤労意欲の低下、育児放棄、離婚、家族崩壊、多重債務、行方不明、果ては犯罪や自殺まで影響を及ぼしている事実も全国的にあるようです。

本日は、寒河江市においてパチンコで何らかの影響が出ていないのか、確認の意味で質問させていただきたいと思います。

パチンコは、脳科学者も開発に携わり、特許を取り、大音量、まぶしい光の点滅、回転スロット、大当たり欲求などの複数の要素を使って、人間の脳に刺激を働きかけております。こうした状況下でパチンコを楽しむことにより、ある一定程度の人間がパチンコ依存症になってしまうのではないかと思います。

実際、私も28歳まで、正確には長男が生まれる前まで、パチンコ店によくスロットを楽しみに足を運んだものです。私の経験からしてみても、長時間プレーする中で光や大音量等による大当たり時の派手な演出などで刺激され、楽しみを覚えたことを思い出します。

繰り返すようですが、私はパチンコを単に批判することを目的とするのではなく、現在寒河江市においてパチンコ店が多く立ち並び、何らかの影響はないのか伺いたいということが目的であり、特に一般市民も関心のあることについて質問させていただきたいと思います。

まず最初に、パチンコ店によく足を運ぶ知人から伺う話に、他市から、県外からもそのようですが、寒河江市内のパチンコ店に客として来る方が多いというふうに伺います。こうした統計はとっていないと思いますが、これを交流人口の増と捉えた場合、寒河江市に対する経済効果等はないものなのかお尋ねさせていただきます。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** パチンコの本市に与える経済効果というふうなお尋ねでありますけれども、パチンコ店、全国には1万2,149店舗あるそうであります。平成24年度末であります。売上高は18.9兆円とレジャー白書2012になっているようでありまして、近年は客離れが進んで、店舗数、売上数とも年々減少傾向にあるというふうに言われているようであります。県内でも110店舗あるようであります。10年前と比較して、36店舗減少しているということでもあります。寒河江市においては、現在5店舗が営業しているというふうになっているところであります。

本市への経済効果という御質問であります。市外からの来店者数ということについては把握が難しいというところがありまして、そういうデータはありませんけれども、一般的にパチンコ店の経済効果というんですかね、を見てみますと、固定資産税などの税金あるいは従業員の雇用という面でそういう効果があるのではないかとこのように言われております。また、店舗周辺での飲食あるいは買い物などの消費効果などが言われているようであります。しかしながら、我々としては税金以外についての統計的なデータは今持ち合わせておりませんので、具体的なトータルとしての経済効果がどの程度あるということについてはお答えできないということで、御了解をいただきたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 6番國井議員。

○**國井輝明議員** ありがとうございます。全国には約1万2,000店舗というふうな話で、県内でも110店舗から36店舗の減というふうな話で、その経済効果という話ではあれでしたけれども、雇用等々、ま

た近くで飲食店の消費効果があるということで、ある程度の効果があるものだなというふうに認識させていただきました。

ただいま市長の言葉の中で、税金等々というお話がありましたので、寒河江市内5店舗のパチンコ店があるわけですが、その税金というものは幾らほどになるのかお伺いさせていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 24年度の数字になります。24年度でありますと4店舗ということになろうかというふうに思いますが、4軒分の税金としては法人市民税が約1,761万円、固定資産税及び都市計画税が約2,177万円ということで、合わせて約3,938万円ということになります。市税全体の約0.8%に当たるということになっております。そのほかといたしましては、従業員の方の給与でありますとか、たばこ税などもあろうかと思えます。その辺のデータについては現在把握しておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。具体的な数値で、大変ありがたく思います。その貢献度という意味では、非常に市税等々では0.8%に上るということで、またそれに関連しないで、資料等はありませんがたばこ税とかいろいろそういった意味でも市に対しての、言い方はちょっとどうかわかりませんが、貢献という意味ではよいのかなというふうに思っております。

これよりちょっと別の捉え方で質問を変えさせていただきます。

これから夏になり、暑い日が続くと思われそうですが、こうした時期になりますと毎年不幸なニュースが流れます。その内容といいますのは、パチンコ依存症にかかった親がパチンコに夢中になり、パチンコ店の駐車場で車内に乳児を放置し、熱中症で死亡させたというようなニュースであります。毎年こうしたニュースを耳にすることは、子育て中の私にしましては大変心が痛むものであります。育児に対するストレスなのか、その理由はわかりませんが、こうしたことはあってはならないことであります。全国的にこうしたことがあるようですが、寒河江市では児童や乳児を放置して病院に運ばれたというようなことはこれまでなかったのかお伺いさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま國井議員からもありましたとおり、夏になりますと駐車場の車の中に乳幼児を置き去りにしてというようなニュースが必ず出てくるというふうに思いますし、ましてやパチンコに夢中になってなどというのは言語道断だというふうに思いますが、西村山広域事務組合の消防本部によりますと、平成20年から現在まで、寒河江市に出店をしているパチンコ店の駐車場における熱中症による救急出動は実績はなかったということで聞いているところでございます。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 私の望む回答をいただけたのが大変うれしく思います。どうしても依存症にかかる割合が非常に多いのがパチンコというふうに伺っておりますので、そうしたことが寒河江市民としては非常に勤勉意欲のある人が多いので、そういった事実が出ないというふうに私は認識しているところであります。

そんなことをちょっと申しあげて、次の質問が大変どうなのかわかりませんが、実際私が伺った話で、寒河江市民でもパチンコ依存症にかかり、お金を工面するに当たりまして自身の土地を失ったと

いう話を伺ったことがあります。寒河江市でも4月から消費生活センターが開所されるなど、相談窓口の充実を図られておりますが、パチンコ等ギャンブルに関する相談件数はどの程度あるのか、あるかないかはちょっとわかりませんが、お尋ねをさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国井議員からの御質問にもありましたとおり、この4月から消費生活相談機能の強化を図るということで、消費生活相談員を配置して、消費生活センターを開設させていただきました。消費生活のトラブル、被害というのは年々増加をしてきておりまして、24年度の相談件数は4年前の約2倍の132件というふうになっております。パチンコなどギャンブルに関する相談については、昨年度はゼロでございました。過去5年間で見ますと、ギャンブルの相談は2件と。そのうち、パチンコに関する相談は1件ということになっておりました。

○鴨田俊廣議長 6番国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。こちらの回答でも非常に、相談件数は昨年ゼロ、過去5年間でも2件中1件がパチンコというような答弁でありました。非常に望んだ回答が戻ってきたなというふうに思っております。

その1件あったわけですが、ちょっと私の中で心配しているのは、納税に関することにも関係するんですが、パチンコが原因なのかわかりませんが多重債務というようなことなのかどうなのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。そういうふうな心配があつての御相談なのかどうかという趣旨でございます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 多重債務についての相談というのは過去5年間ではなかったというふうに聞いています。

○鴨田俊廣議長 6番国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。これまで私が望む回答が返ってきて、非常にほっとしているところでもあります。

ここで、ちょっと教育委員長にお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

私の自宅、西根なんですけど、近くにはパチンコ店がありまして、我が子と車で店の横をよく通るわけではありますが、親子での会話になりますけれども、建物の大きさや内部が見えない建物構造、また大型スクリーンに映し出される映像等、いつも満車の駐車場を見ているからかわかりませんが、「あのお店に何があるの。お店に入りたい」というようによく言われるものであります。子供に関しましては好奇心を持つことは非常によいことではありますが、児童が関心を持つくらいですので、少し成長した中学生や高校生の生徒などは実際に足を運んでみようかなというのではないかなというふうに思っているところです。

こちらでも確認をさせていただきたいのですが、パチンコ店に入店して補導された生徒などはいなかったのか、そういったことも含めて本市での教育上問題視されて、教育委員会等で協議された経過はないのか、もしありましたらその内容等もお伺いさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えをいたします。

最初に、パチンコ店で補導された生徒は実際にいるかどうかという御質問でありますけれども、こ

ういう場合、すぐに私どもに報告いただくような仕組みになっておるんですけども、現在のところこちらで把握している事例はありません。また、議員の御質問は高校生も含めた生徒ということかとも思いますが、その点、関係機関等にも問い合わせましたけれども、この5年間ばかりは皆無、ないということであります。

2番目の、そういうことから教育委員会で何かしら取り上げられたことがあるかという御質問ですが、こういう状況でしたので、特に教育委員会等で取り上げ、あるいは議論したという経緯はございません。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。こちらでも本当に私が望む回答だったなというふうに思います。やはりそういった親としての家庭での教育、また学校での教育、指導というふうに言ったほうがいいのでしょうか、そういったことも行き届いているのかなというふうに認識をさせていただきました。

最後のほうの質問にさせていただきたいと思っておりますけれども、ギャンブルというものはいろいろありますけれども、パチンコだけ指すものではないと思われまして。しかし、パチンコはさきに述べさせていただいた開発手法によってつくられ、ギャンブル依存症になる方も少なくありません。ギャンブル依存症で苦しむ人や、その家族の相談やカウンセリングを行っておりますJ A G O、ジャパン・アンチ・ギャンブル・オーガニゼーションによれば、ギャンブル依存症の原因の92%はパチンコであると指摘しており、ギャンブル依存症イコールパチンコ中毒と言ってもよいのではないのでしょうか。こうしたことは、パチンコ店の多さも依存症に拍車をかけているのではないかと心配しているところであります。海外でのギャンブル場は、ある意味隔離された場所や地域にあるのが常識のようです。しかし、日本はそれと違い、全国どこに行ってもパチンコ店があり、ここ寒河江市でもスーパー近くや国道沿いなどがございます。全国には、先ほど市長からの答弁では約1万2,000店舗あるようだというふうなお話でしたが、このような多くのパチンコ店が日常空間にあり、いつでもどこでも誰でも足を運ぶというような条件下にあります。

こうした環境下にあることが理由かわかりませんが、ちょっと古い資料で済みませんが、平成21年の厚生労働省の調査研究によれば、ギャンブル依存症になっている方は日本人成人男性9.6%、成人女性1.4%、日本全体では5.5%になります。比較になるかわかりませんが、アメリカでは0.6%、世界最大のカジノがあるマカオの1.78%を大幅に上回っております。

さきに述べたように、娯楽の範囲を超えて連日パチンコ店に足を運び、依存症に陥り、結果として勤労意欲の低下、育児放棄、離婚、家族崩壊等々、そういった原因に影響を及ぼしかねない、またこうしたことにつながらないようにしなければならぬという思いも込めまして、パチンコに対して本市ではどのように認識をしているのか、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初に答弁申しあげましたとおり、全国に1万2,000店舗以上あるわけでありまして、大都市あるいは地方問わず各地に存在するというわけでありまして。法律等に基づいて適正に運営されて、また個人が節度とモラルを持って楽しむ限りにおいては、庶民の身近な娯楽施設として存在しているというふうにも思っておりますが、また一方でその楽しみ方を誤りますと、御指摘がありまし

たようないろいろな問題が生ずる、あるいは社会的な問題にもつながりかねないというようなこともあるわけであります。

寒河江市においては、現在のところ先ほど御報告申しあげましたとおりの大きな問題になっているということはないようでありますが、今後も市民の皆様がそういうことであってほしいなというふうに思いますし、また今後そうした事案が生じた場合などについては、市の相談窓口などにおいて関係機関と十分連携をとらせていただいて、適切に対応をしていかなければならないというふうに認識しているところであります。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。やはり市長が今お答えいただいたように、個人の節度というのがポイントになるのかなというふうに思っています。寒河江市においては、本当に心配することがないというような答弁ですので、本当に助かっているといいますか、言い方が悪いですね、大変よい結果が出ているというふうに思っております。

同じような質問になりますけれども、教育の場というふうな立場で、教育委員長はどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私自身、パチンコの経験というのは皆無ですので、答えるにふさわしいかどうかですけれども、教育委員長としての考えであるとするならば、ただいま市長から御答弁がありましたけれども、全く同様の考えでございます。

今ほどお答え申しあげましたけれども、現在のところ生徒自身のパチンコにかかわる大きな問題はないというふうに思っております。ただ、議員から御指摘ございましたけれども、親の離婚や育児放棄というんでしょうか、育児の問題など、家庭環境に課題を抱える児童生徒の数が年々増加しているということも事実でございます。私ども教育委員会といたしましては、市の福祉部局はもとよりでございますけれども、児童相談所など県の関係機関とも十分な連携を行い、今後ともこのような家庭環境に課題のあるといいますか、問題を抱える児童生徒に対しまして、的確かつ十分に対応できるよう力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 6番國井議員。

○國井輝明議員 答弁ありがとうございます。教育委員長としましても育児放棄等々家庭のほうの問題もちょっと心配なのではないかというようなこともありまして、これまで寒河江市としては何もないというような状況が大変よい結果であります。今後ともそういった問題が起きないように心がけるといいますか、何かあった場合にすぐ対応できるようにお願いしたいものだなというふうに思っております。

最後に、質問ではありませんけれども、パチンコに関する私が把握していることについて少しお話をさせていただきます。と思っております。

2006年から、韓国ではパチンコが法律により全面禁止になり、日本よりは多いですね、1万5,000店舗あったパチンコ店がなくなりました。同じように台湾でも法律で禁止されております。なぜこのようなことになっているかということ、韓国や台湾では自国民のパチンコ中毒による社会の混乱、劣化を防ぐために違法化したということでもあります。

日本国内の動きとしましては、大阪狭山市では生活環境保全のため建築物に細かく規制するなど、厳しく規制がなされ、実質的にパチンコ店の出店を防いでいるというようなこともあります。これと同じように、条例をつくり、実質的にパチンコ店の出店を禁止している自治体もほかにも多くあるようでございます。

寒河江市においては、現在大きなというか混乱はない状況というふうに認識いたしました。しかしながら、今後悪影響を及ぼすことがある場合等をもし想定される場合といたしますか、そうしたときは市としては既存のパチンコ店にも法定外税を導入することや、寒河江市内の出店を制限するなど、措置をとり、出店を防ぐべきだと私は考えております。今後もこういった今の現状で経過すればいいんですけども、そういったことが、きょう質問させていただいた心配事が今後起きないようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤健一郎議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号4番、5番について、4番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 今議会は、議場ではなくハートフルセンター多目的ホールで行われております。それにちなんでというわけではありませんけれども、この多目的ホールに絡んだ質問をさせていただきたいと思います。

通告番号4番、まちの活性化、住民が活動しやすいような市施設の使用制限緩和についてです。

まずは、現状把握からさせていただきたいと思います。

20年以上前でしょうか、いわゆるバブル時代までは右肩上がりの経済成長による生活水準の上昇、行政では税収の増加及び行政サービスの増加という全てが右肩上がりの時代でした。しかし、時が流れ、地域では人口の減少及び少子高齢化の進行、行政では税収の確保がだんだん厳しい状況となり、職員数の削減などにも取り組む時代になってしまいました。そのためというわけではないと思いますが、何でも全て行政に任せるのではなく、まちおこしや地域の活性化についての活動や、そういった活動を行っていくことを啓発するセミナーなど、住民が地域に目を向け、住民が主体となって活動しているケースも多々見られるようになってきました。また、行政もそれを望んでいるのが現状だと思います。

しかし、そんなまちを思っている市民から、「ハートフルセンターでセミナーや演劇などを行いたければ、入場料を徴収する場合は一切許可がおりないので使えない」、あるいは「開催するならば全て自分たちで負担して無料で開催するしかない」という声が寄せられました。ここハートフルセンターの利用に関しては、寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例があり、この第5条、使用制限に「市長は各号に該当すると認められるときは、センターの使用を許可しない」と書かれており、その3号に「センターの使用が営利を目的としているとき」と書いてあります。多分線

引きが難しいためだとは思いますが、この条例に抵触するおそれがあるために参加料や入場料を徴収する場合は不許可としているのではないかと私は推測しております。

同じ公的な施設である公民館と比較してみたいと思いますが、こちらの利用に関しては寒河江市公民館に関する条例があり、その第10条、使用の制限には「教育委員会は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の使用を許可しない」と書かれており、その3号に「法第23条の規定に反すると認められたとき」となっております。この法というのが、社会教育法を指しますが、第23条、公民館の運営方針には「公民館は、次の行為を行ってはならない」と書いてあり、その1号に「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること」となっております。

ハートフルセンターの利用に関しても、公民館の利用にしても、どちらも似たような文章ではありますが、公民館のほうは言ってしまうと営利目的で公民館の看板を借りて特定の事業や援助をしてはならないということで、参加費や入場料などでお金をいただく場合でもその主催団体や内容によっては使用ができるようです。

そこで、お伺いいたしますが、現在のハートフルセンターの使用許可の基準について教えていただければと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後藤議員御指摘のとおり、ハートフルセンター、総合福祉保健センターの使用許可の基準については、その設置及び管理に関する条例第5条の第3号において、市民の健康増進及び福祉向上を図ることが設置の目的でありますことから、その使用が営利を目的としているときは使用を許可しないとしているところであります。この営利を目的としているか否かということについては、実際問題として使用申請があった段階で使用許可を判断をしなければならないということが、そういう場合が多いわけでありまして、これまではわかりやすく、「特定の方から会費や材料代の実費を徴収する場合などを除いて、不特定多数の方から広く入場料をとる場合は営利である」というふうになって、取るか取らないかで営利目的の有無を判断をさせていただいてきているところであります。御指摘のとおりであります。いずれにいたしましても、このセンターは広く市民に開かれた公共施設でありますから、多くの市民の皆さんが利用しやすい施設であることは当然でありまして、またそれが利用していただくことが市民の皆さんの信頼に応えることだというふうに認識をしているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 4番後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 御答弁ありがとうございました。この営利という判断がなかなか難しいというところがあるので、先ほど市長がおっしゃったように入場料とか不特定多数の方の場合は今までも許可しないという基準になっていたかと思えます。もちろんこちらはハートフルセンター、正確にいうと総合福祉保健センターということで、福利や厚生と、もしくは保健に関することを目的として建てられた建物ではございますが、今この一般質問をこの多目的ホールでさせていただいておりますけれども、100人から200人ぐらいの方が集まるという場合においては非常にこの施設が使いやすいと。あと場所的にも駐車場もありますし、市の中にあるということもあって、参加される方、入場される方が集まりやすいということで、非常にここを使う方が多い、望む方が多いと思うんですね。実際今のところセミナーであったりとか、いろいろなことがもうこの場所では現実として開催されているというところ

ろかと思えます。

私は先ほども申しあげたとおり、これからの時代は住民のための空間やサービス、いわゆるパブリックといいますか、公イコール全て行政という時代ではなく、もっとももう既に全てを行政だけでは支えられないという状態だと思えますので、やる気のある民間や市民有志、NPOなどにどんどん活動していただいて、公の部分を含んでみんなでつくり上げることが必要なのではないかと考えております。

例えば、まちの活性化のため、もしくは人材育成のためのセミナーとか、あとつい先日もありましたが、ここの場所ではありませんが青少年育成やふるさとを思う心を育てる自主映画の上映であったり、あるいは子供たちを対象とした演劇やぬいぐるみショーだったり、こういった活動というのは寒河江の活性化のためにも私はどんどんしていただきたいと思えますが、例えばセミナーをするには講師を呼ぶにもお金がかかりますし、自主映画を上映するにもフィルムのレンタル料がかかります。また、演劇やショーをするには謝礼がかかります。一例として、セミナーを開催する場合を考えてみますと、講師に交通費を合わせて7万5,000円、告知のためにチラシに2万円、ここ多目的ホールを半日借りるのに5,000円と、合計10万円の経費がかかるとして、入場料1,000円をいただいて100人集めよう、あるいは500円にして200人集めようというように、かかる経費を来ていただく方に案分するだけであっても、現在は不特定多数からお金をいただいているので、この多目的ホールは使えないというのが現状であります。

私は映画の配給会社とかになればまた別ですけども、それらを専門としていない企業だったり市民有志の方、NPOの方がこの条例には当てはまらないのではないかと考えております。しかし、何でもオーケーというわけにはいかないと思えますので、例えば何らかの基準があって、それに認定されている団体であればいいとか、イベントの開催目的とかかる費用の内訳を提出して、審査の上許可されればいいとか、何らかの基準を設けることによりこの不特定多数から1円でも全て受け取れば不許可という現在の状況は解消できるのではないかと考えておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、市民の皆さんあるいは各民間の団体の皆さんが地域の活性化のため、寒河江の元気をつくっていくためということで、さまざまな活動を展開していただいておりますし、またその活動が持続可能性のある活動としていくということがまちづくりには大変有効だというふうに認識をしているところであります。現在の市の条例では、先ほど申しあげましたとおり不特定多数の方からお金を取るということは基本的にだめだと、使えないということではありますが、まちづくりをしていこうとする主催の団体あるいは皆さんからの支えていく、あるいは支援していくということを考えていけば、今後入場料を徴収する場合でも利用できるような配慮というものを検討していく必要があるというふうに思います。そうすることがこの地域の民間のさまざまな活動をさらに助長していくというふうに考えております。今は一般の方から料金を取るのは全て営利を目的だというふうに解釈をしているというふうに思いますけれども、先ほど御指摘のとおりさまざまな基準などを設けていくことによって、そういう活動を助長していく団体に使用できるような機会を設けていければというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 4番後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。検討していただけるということなので、私はもうこれ以上これについては何も言うことはないんですけども、今回

はこのハートフルセンターを例に挙げて質問させていただきましたが、ほかにも寒河江市内にはいろいろな施設があると思います。今あるそれらの施設もそうなんですけれども、例えば寒河江市中心市街地活性化センター利活用促進にも記載されておりますが、フローラの2階に展示場や文化イベント会場等がこれからできるというような計画になっているようですけれども、こういった今後できる施設に関してもこういった考えというか、こういった基準を設けていただいて、できるだけ市民の方々が活動しやすい場所を提供していただきたいと思います。今後の施設などについてもいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘をいただきましたフローラの2階での文化イベント会場などについても、新たな施設ということですから、当然その使用の基準というものを決めていかなければなりません。先ほど申しあげましたとおり、このハートフルセンターの特に多目的なこの場所なども検討していく、見直しをしていくということがありますから、そういった意味ではフローラあるいは他の施設についても全体的にその使用基準というものを見直していく必要があるのではないかとこのように思います。その際は、できるだけ公平な、公正な立場からの見直しというものも必要であろうかと思っております。市民の皆さんからも一般の方からも参加をしていただいて、検討委員会的なものをつくって公平に見直しをしていければなというふうに思いますし、その施設の設置目的が基本的にはありますから、その目的に合致をしたような使用ができるように制限を緩和する、あるいはということを検討していければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 4番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。私もいろいろなイベントに携わらせていただいて、よく感じるんですけれども、寒河江市にはいろいろな補助とか助成がありまして、例えばまちづくりに関してのセミナーであれば講師の費用は助成を受けることができ、主催者側の負担というのはそんなに実は多くなく、入場無料にすることができるので、例えばこちらの場所で開催するのもそんなに難しいことではなかったり、今までもそうやって開催されてきたのではないかと思います。しかしながら、先ほど市長も持続可能なというようなお話がありましたが、やっぱりその助成を受けるのであれば、主催団体は違うけれども結局は行政の懐から出るお金だったり、今後その補助が続いて事業がずっと継続できるとは限りません。また、例えばセミナーなどの場合、無料だから来る人と、500円、1,000円とはいえ額が多くはなくても有料であっても来たいという人との意識の差というのは非常に大きくて、有料であっても集まる意識の高い方々が多くなればなるほど、まちの活性化にもつながっていくのではないかと私は思っております。

いずれにせよ、思いを持った、地域に必要なと思う活動をする方々が企画しやすい施設の使用制限にいただき、そういった方がどんどんイベントなどを実施することによって、「寒河江っていつも何かやってるよね」と言われる、あるいはそういったイメージを持ってもらえることがまちの活性化につながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただき、できるだけ早目の実施をしていただければと思います。こちらの質問を閉じさせていただきたいと思っております。

続きまして、通告番号5番、食産業の活性化についてです。

まずは(1)6次産業化を含め、寒河江が有する食の強みを生かした農作物及びその加工物づくりの支援についてです。

平成22年12月に、6次産業化・地産地消法が公布されました。また、本年度4月より山形県庁に6次産業推進課が新設されました。6次産業化を推進することによって、農業や各産業が活性化し、農家の所得アップや地域全体の活性化をしていこうと現在国や県で盛んに支援をしております。

私は、農業を含めた寒河江の食文化、食産業は、寒河江を代表する商品の一つだと思っております。私自身は全く農業の経験がありませんので、勉強のために6次産業ビジネススクールやセミナーに通ったり、農家さんに話を聞きに行ったりその情報をインターネットや紙面で伝えたり、仙台にPRや販売のために行ってみたりしました。そんな中途半端に見聞きしたレベルですので、もしかしたら農業をやっている方からすれば的外れなことを言っているかもしれません。と前置きをさせていただいてから、質問に入らせていただきたいと思います。

私が今さら説明するべきことではないと思いますが、6次産業化というのは東大名誉教授の今村奈良臣氏が提唱した生産の1次産業から流通、販売の3次産業まで農家が踏み込んで、新たな付加価値を創造し、地域に新たな雇用の場を創造する活動を推進しようというものであります。しかしながら、農家自身が生産向上や大規模化、加工・販売をするための機械導入をするには、余りにもリスクが高く、また加工や販売をする時間もなく、ましてやそのノウハウがないというか、なかなか思いつかない、具現化できないということで、この6次産業化が進んでいないというのが現状ではないかと私は思っております。

6次産業化推進に関しては、例えば寒河江市では農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業がありますし、国や県でもいろいろな補助や助成などがあります。しかしながら、先ほど申しあげたように、どんなことをすれば市場に今以上受け入れてもらえるのか、どんな商品をつくればいいのかということがわからないという状況の方がいる中で、「補助や助成があります」といってもなかなか利用しづらいのではないかと思っております。ゆえに、補助や助成だけではなく、例えばコーディネーターのような人材や窓口、組織などが必要ではないかと思っております。

以前聞いたセミナーの話で、「6次産業化というと非常に大がかりに思えて構えてしまうけれども、今までの生産者主導の商品提供ではなく、どんなニーズがあるだろうかと消費者や加工・流通業者から意見を聞いて、商品を生産するだけでも十分に6次産業化と言えらると思います」というのを聞きました。私も、「なるほど、そのとおりだな」と思いました。補助や助成も必要だと思いますが、もう一段階現場レベルに立った助言といいますか、例えば市役所でいうならばメインの窓口は農林課だとしても、商工振興課、さくらんぼ観光課、またはこれは庁舎内の課ではありませんけれども、寒河江市観光協会といった縦割りではなく各分野を横断した体制や組織というものがあるといいのではないかと思っております。

山形県内では、川西町が2011年12月に6次産業化推進計画を策定し、農家だけではなく商工業者の連携も促して、町内の各産業の活性化を図っております。また、真室川町では農林漁業を中心とする産業活性化を目指し、町6次産業化推進本部を本年度新設。こちらは「もうかる」をキーワードに行政、農協、観光物産協会、商工会が知恵を出し合い、新商品開発や販路開拓、担い手育成などに取り組むとしております。

私は、先ほど申しあげたような相談できる体制、組織、窓口が寒河江市にあると、より寒河江の農業の6次産業化が推進されるようになり、寒河江の食産業が活性化されると思いますが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましても、この6次産業化、農業者の方が農産物の生産から加工、販売までを一体的に手がけるという取り組みについては、農業生産法人の方が耕作放棄地を借り受け、これを再生してニンニクなどの栽培を行っている、あわせてこれを原料にして加工品の製造販売に取り組むということで、黒ニンニクあるいはニンニクみそ、焼き肉のたれなどの加工品を地元スーパーさらには産直センター、そして百貨店などにも販路開拓をするなどということで、こういう6次産業化を実践している法人が実例としてあります。この事例では、この法人みずからが6次産業化により収益を上げようとする強い意欲と能力というものを持って、自分のやりたいことというものを明確にして事業化に取り組んでいるということで、成功をおさめているというふうにはなりましようけれども、市におきましてもこの事業が円滑に推進できるように、耕作放棄地解消のための耕作放棄地再生利用交付金などについてかさ上げをして交付をする、あるいはニンニクを生産、加工に必要な機械、施設の整備について先ほど御指摘がありました。が県の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の活用を支援するというようなことで、主に補助事業の面について積極的に助成、支援をしてきているところであります。

しかしながら、先ほど御質問にもありましたけれども、6次産業化を目指す農業者の方がどんなことをすれば売れるのか、あるいは市場に受け入れられるのか、あるいはどういった加工品であれば売れるのかなどというその農作業ということではなくて商品の開発販売開拓、そして販売方法などについてはなかなかノウハウを持ち合わせていないという場合も多いわけでありまして。そうした課題を解決していくために、御質問にもありましたけれどもコーディネーターあるいは窓口、組織体制、相談体制というものが需要ではないかということでありまして。こうした意欲ある農業者の皆さんに対してきちんとアドバイスをしていくということについては、専門的な知識、経験、あるいは多くの情報を有しているということがまず基本だろうというふうに思います。そのアドバイスをするほうの側が。現在、県内に御案内のとおりやまがた6次産業化戦略推進本部の事務局ともなっておりますやまがた食生産クラスター協議会が運営をいたしますやまがた6次産業化サポートセンターというのが、組織がございます。6次産業化に取り組む農業者等の事業化に向けたさまざまな課題に対応するために、コーディネーターあるいは専門アドバイザーを配置をして、具体的なノウハウについてアドバイスを行っているという組織がありますので、まずはこのサポートセンターと十分連携を図りながら、事業の推進を支援していくというのがより実践的で効果的であるというふうに考えているところであります。

現在、寒河江市の農林課のほうで、農業部門の6次産業化に関する相談を受けているところであります。実質的に窓口になっているというふうになるわけでありまして、農業者の皆さんなどがその事業化のために何を必要としているのか、その状況に応じて補助事業の活用が必要な場合には補助事業の活用に関する種々の支援を行い、また具体的なノウハウを必要としている場合などについては、先ほど申しあげたサポートセンターと連携を図りながら、よりもうかる農業の実現が図られるよう、より効果的な支援を行っていききたいというふうに考えているところであります。

そういう意味で、当面はこの6次産業化にかかわる制度や補助事業などについて市報やホームページ、さらには生産組織の会合などを通じて、情報提供を行いながら、市としての相談窓口の機能充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、今後関係者などの御意見も頂戴しながら、必要

に応じて関係機関、団体とも連携した推進体制の整備などについて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 4 番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。ぜひこちらのほうの相談窓口というのは充実していただければと思います。私のところに寄せていただいた農業をやっている方からの声として、多分いい商品をつくってられるからだと思うんですけども、東京など関東とか大都市圏からの有名百貨店から物産市として出店しないかというような声かけというのは農家さんに直接あるそうなんです。ただ、しかしながら要は2日間こっちを空にして行ったところで、なかなかちょっと元が取れるとは思えない。特に今の時期だったら一番忙しい時期でありますので、そこを人を借りてまで行っているときにちょっとそちらのほうには行けないというところがあるので、お断りしているんだと。ただ、しかしながらその自分の商品を売るというよりも、やっぱり寒河江っていう名前を売りたいと思って、ぜひ行ってみたいというところの気持ちがあるそうです。そういった物産展などでは、自分のところだけではなくて寒河江の企業さんもよく見かけるので、多分皆さん同じような悩みを持ってらっしゃるんじゃないでしょうかとおっしゃっていました。できれば、その相談窓口とかもそうなんですけれども、例えばの話ですがそういった物産展などには寒河江の企業さんに出品を募って、まとめて行っていただくような、例えばその専門のセールスマンがいたりとかするだけでも非常に寒河江の名前というのがもっともっと売れていきますし、どんどん商品を出しやすい体制にもなっていくとは思いますが、正直いうと私はこれはもう観光協会とかの仕事の分野に入ってくるかもしれませんが、こういったもう少し実現しやすいというか、もうすぐやれるようなところでの策というのがあるかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実際、いろいろ商品を開発をして、それを販売をしていく、販路を開拓をしていくということについて、大変やっぱり苦労されているというお話もお聞きをしておりますし、先般大阪の阪神梅田の花月の中で寒河江の物産展をさせていただきましたが、このぐらい、これ以上のスペースの中で寒河江のさまざまな物産展、改めて素晴らしい商品、製品があるんだなというふうに感じました。あそこの場面では現地の人が実際販売をして、ラーメンとか冷たい肉そばとかを売っていただきましたから、現地の人が対応していただきましたが、そういったところを実際生産している農家の方ということではなくて、そういう観光物産協会ということになるんでしょうかね、そういった組織が対応をしていくような体制をつくっていくということがやっぱりさらに寒河江のさまざまな物産をPRしていく機会につながっていくんだというふうに思いますから、そこら辺は一朝一夕にはなかなか進まないかもしれませんが、ぜひそういうことができるような体制の構築に向けて、努力をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 4 番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。ぜひそちらのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(2) 今後の農作物の輸出についてです。

日本の農家は7割が小規模な経営体で、20ヘクタール以上の農地を持つ大規模農家は全体の3割にすぎません。TPPへの交渉参加をめぐる議論については、いまだに国が二分して賛否が分かれているところではあります。日本政策金融公庫が全国で行った調査によりますと、約3割の農業者が農

産物の輸出に意欲的という結果が出ております。

しかしながら、多くの農業者が輸出に踏み切れない理由として、「海外との接点がない」、「人材不足」、「手続きが難しい」などが挙げられております。TPPへの参加に限らず、今後新たな市場を求めて農産物の輸出を目指す農業者も出てくると思いますが、ことし「フード台北」に出展いたしますけれども、その「フード台北」出展以降、寒河江では輸出に対してどのように考えているのかお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、日本の農産物の輸出ということについては、取り組みの歴史も浅くて、輸出の経験不足などもあって、ましてや農業者が単独で輸出を試みるということについては、まだ環境が整っていないという状況にあるかというふうに思います。そういった意味で、ジェットロ、日本貿易振興機構などの協力を得ながら、行政や農協等が協力して官民一体で取り組みを進めていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

輸出ということになりますと、信頼できる現地の輸入代理店の確保というのが大切でありまして、特に売り先の確保ということになると見本市あるいは商談会などでの関係者一丸となった取り組みというものが大切になってくるんだというふうに理解をしております。そういった意味で、今回の6月26日からの台湾で開催されます国際的な食品見本市「フード台北」に寒河江産のさくらんぼ、紅秀峰を出展をするという予定をしておりますが、現地のバイヤーや消費者への試食などを行いまして、アメリカンチェリーとの違いなどを大いにPRをするとともに、マーケティング調査などもさせていただきたいというふうに考えているところであります。

その前に、何よりもまずその品質を落とさずにさくらんぼを台湾まで持っていけるかどうかというのが第一番目の関門かというふうに思います。また、輸出におけるコストの縮減、低コスト化などというものも課題でありますから、その調査を行いまして、うまくいけば3年後に本格的な輸出販売に向けていきたいというふうに考えているところであります。

今回、日持ちもよく、糖度が高い紅秀峰を選んでいるわけでありましてけれども、台湾の消費者の皆さんは見ばえがよくて、品質や味のよい商品を求めているというふうなことであります。特に高額な贈答品などがよく売れると聞いておりますので、我々も期待しているところであります。しかしながら、本格的な輸出ということになりますと、先ほど申しあげましたけれどもさまざまな課題があるというふうに認識をしております。輸送の問題、物流コストの問題、それから消費戦略などなど課題があるわけでありましてけれども、世界的に見ると日本食ブーム、あるいは健康志向ということで、日本に対するそういった意味では若干の追い風もあるのかなというふうにも思いますので、本市のまちづくりの中核をなすさくらんぼについて積極的に展開をしていきたいというふうに思います。海外で高く評価をされますと、それらの情報を国内にも発信することができるようになるわけでありまして、寒河江のさくらんぼのブランド化にもつながってくるというふうに思いますし、まず何よりも寒河江の名前が広がっていくものというふうに考えているところであります。3年後には事業化を進めていきたいということで考えているところであります。そういうことで成功するということになるとさらなる事業展開ということも考えていく必要があるのかなというふうに思います。すなわちさくらんぼ以外の寒河江産の農産物の輸出あるいは台湾以外の地域への輸出などということも、とらぬたぬきかもしれませんが、そういったことも視野に入れていくようにできればというふうに思っていると

ころであります。

○鴨田俊廣議長 4番後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。もうそこまで見通しとかしていただくと非常に私はいいなと思います。その話を今しようかと思ったんですが、市長から言っていたのであれなんですけれども、農業の先進国であるニュージーランドの例を出させていただきますけれども、私たちが今食べているキウイ、果物ですね、というのはニュージーランド産のものが多いんですけれども、ニュージーランドでは輸出をする際には非常に現地の好みとかをしっかりと調査いたしまして、一例を挙げると結局グリーンの、緑色のキウイよりは日本のほうは甘いものを好む傾向があるということで、グリーンキウイからゴールデンキウイというんですかね、黄色い甘味が強いキウイのほうを日本向けには輸出しているとか、あと輸出に関しましてもその品質がやっぱりばらつくとか名前が落ちるので、その品質をしっかりと、ゼスプリという一つの会社になるんですけれども、そちらのほうで全て一手に担って、品質の管理であったり市場の好みであったり、あとは一番問題となってくるのがキウイはニュージーランドの中でいろいろな産地がありますけれども、輸出をするようになった時点で産地間での価格競争、例えば山形でいってしまえばじゃあさくらんぼを出すよとなった場合に寒河江とお隣の東根でどっちが安く出すかというような価格競争になってしまったりというのがるので、それが起こらないように一手に引き受けているなんていう話を聞いております。先ほどお話あったところで、じゃあ今回の出展以降じゃあさくらんぼ以外はどうだとか、あとは台湾以外はどうかというのを今回のケースからいろいろ試行錯誤していただいて、いろいろなことを市が窓口となってまずはやっていただければと思います。私もちょっと聞いた話だと、ラ・フランスなんか非常に受けがいいなんては聞いております。ただ、しかしながらそのラ・フランス自体は価格がちょっと落ちてしまったので、生産する方が、今度はこっちがやめている方も多いと。せっかく外に需要があるのにということもあると思いますので、そういったところもぜひそういった情報なんか農業をやっている方にも教えていただいて、ぜひこれを今度じゃあ外に持っていきこうと、確かに輸出によって現時点では元が取れるというか、売り上げがぐんと伸びるということはないと思いますが、やっぱりブランド、その看板を寒河江市という名前を売るためには重要なことだと思いますので、進めていっていただきたいと思います。

私はとにかく寒河江の名前と商品をいろいろなところに売り込みたいと思っておりますが、何といっても寒河江市の一番の武器は農作物を含めた食産業だと思っております。6次産業化や農作物の輸出など、今質問（1）（2）させていただきましたが、どちらの質問ももうける自治体、攻めの自治体を推し進めていきたいというのが趣旨でございますので、守りではなく攻めの体制づくりをお願いして、私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午前11時52分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成25年6月11日（火曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第3号

第2回定例会

平成25年6月11日(火曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開

午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成25年6月11日(火)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
6	行政コストの削減について	業務用、産業用の電力の自由化がなされ、新規参入した新電力といわれる会社から買えることになった。 資源エネルギー庁によると、地方公共団体でも電力調達入札が広まっており、予定価格の数%から10数%減の価格で落札され行政コストの削減に寄与しているとしている。本市でも実施すべきと思うが市長の見解を伺う。	14番 内藤 明	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
7	再びわかりやすい住居表示への変更について	昨年9月議会で「十千番地からわかりやすい住居表示への変更に」ということで質問をしているが、去る4月に実施した市議会主催の栄町公民館における議会報告会の中で、住民の方から「わかりやすい住居表示にしてほしい」という具体的な要望が出された。どのように対処される考えか市長の見解を伺う。		市長
8	社会・教育諸問題について	(1) 本市役所の障がい者雇用(率)の現況と対策について (2) 体罰についての調査結果と対策について (3) 全国に976名もいる「居所不明児童」の本市内の現況と対策について	11番 荒木春吉	市長 教育委員長 教育委員長
9	市政全般について	(1) 地域間バランスのある市政運営の必要性について (2) 委員会・審議会等の運営について	16番 川越孝男	市長 市長 教育委員長

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号6番、7番について、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

通告に従って一般質問を行います。質問に入る前に通告番号7番の質問の要旨の中で、「去る5月に実施した市議会主催」云々のくだりは、「4月に実施した」の誤りでありますから、訂正させていただきながら、質問に入りたいと思います。

地方自治法では、地方自治体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないことを規定しております。私たち生活者は、バーゲンセールなどの広告に目を光らせ、節約と工夫をして買い物などをいたします。言いかえれば、買い得な買い物をするように常に心がけているわけでありませぬ。識者は、これが地方自治の任務の原点であるとし、最少の経費で最大の効果で、英語ではバリュー・フォー・マネー、直訳すると金に相当するもの、つまりお買い得と置きかえることができるとしております。

ところで、3月議会の予算関連の質疑の中でも提起をいたしました。今では業務用、産業用の電力の自由化がなされ、新規参入した特定規模電気事業者と言われる新電力から電力を買えるようになっております。このところの一般電気事業者の電気料金値上げの申請が相次ぐ中で、新電力へ切りかえる動きが活発になってきていると言われております。資源エネルギー庁によると、民間企業だけでな

く、国、地方公共団体でも電力調達入札が広まっており、予定価格の数%から10数%減の価格で落札され、行政コストの削減に寄与しているとしております。この7月から電気料金も値上げがなされるようでありまして、本市でも生活者の視点でお買い得な買い物を心がけ、電力調達の入札を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

内藤議員からの御質問については、去る3月議会においても財政課長から御答弁を申しあげたところでありまして、その際は他市の状況とか国の情報などを収集しながら検討していかなければならないというふうにお答えをしているところでありますが、現在の状況についても基本的にはそういう状況だというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

2万ボルトの特別高圧受電、または6,000ボルトの高圧受電から、契約電力が原則50キロワットアワー以上の受電を行う需要家まで、電力の自由化が実施されてはや10年以上経過しているわけですが、平成22年度における、沖縄電力は除きますが、9電力供給地域の自由化分野でのいわゆる新電力のシェアというのは、販売電力量の3.5%程度だというふうになっています。供給区域別では、東京電力管内が約6%、関西電力管内が約5%が大きいところではありますが、それ以外は東北電力管内では約1.3%ということで、そのほかの地域についても東北電力管内を下回るシェアというふうになっているのが現状でありまして、新電力のシェアというのは依然としてまだ小さい状況になっているところであります。

そういった状況の中で、御案内のとおり今国会では電力の小売全面自由化、さらには発送電分離などの電力システム改革の工程表を盛り込んだ電気事業法改正案が審議されているところでございます。電力の小売市場の自由化については、経済産業省資源エネルギー庁が推進役となっております。効果についての事例なども公表しているところであります。先ほど内藤議員からもありましたが、電力調達の入札を実施した地方公共団体では、予定価格の数%から10数%減で落札され、行政コストの削減に寄与しているというような情報も伝わってきているところであります。

県内におきましてはどうかということではありますが、山形県内で先に進めている施設などでは、大震災の後、応札がなかったり、また震災前までは供給を受けていたが平成22年4月からは供給ストップとなったなどということ、不安定な要因があるというふうに聞いているところでございます。

御案内のとおり7月から東北電力の電気料金も上がるというような状況もあるわけでありまして、入札による新電力の導入ということについては、経費の節減というものはある程度期待できるというふうには見えるわけですが、我々としては安いということも大事でありまして、また安全・安心ということも大事であります。災害などがあつた場合の不安要因というものも十分に念頭に入れながら、慎重に検討していくべき課題であろうというふうに認識をしているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 14番内藤議員。

○**内藤 明議員** ただいまお答えをいただきましたが、つまるところまだ安定的な、安全な電力ではないという御認識のようであつたかなと、こういうふうに思います。私もいろいろな新電力のホームページを見てみました。何か災害があつて、発電所が停止をした場合、それについてもきちんとしたことがうたわれております。そうした場合には一般電気事業者、つまり今供給をいただいております電力会社から供給をいただけるような、そうしたシステムになってございまして、何ら心配はないとい

うふうに私は思います。別に私は新電力の回し者でも何でもありませんが、ホームページや人伝いのいろいろな話を聞くとそういうふうに思います。でありますから、ほかのお金がかかるわけでもございませんし、そういうことでは電気に色がついているわけでもありません。ですから、品物ですと比較をして、少し高いものであってもよいものを選ぶということもあろうかというふうに思いますが、電力に関しては例えば新電力の電力を使うとモーターが回らないとか電源がつかないなんていうことはないわけでありますから、ぜひそうしたことを含みいただいて、前向きな検討をしていただきたいなど、こういうふうに思います。

3.11以降、災害が起きますとやっぱり不安が先に立ちますから、そういうふうな全国的な状況が新電力に対する応札がなかったというふうな、少ないというような状況もよくわかります。ずっと資源エネルギー庁のほうでもそういうふうに経過を説明しておりますので、よくわかるんですが、先ほど申しあげましたように最少のコストで最大の効果を上げるというようなことからすれば、やっぱりそれは必要なことじゃないのかなというふうに思いますので、安心・安全のというふうな指摘もございましたが、やっぱり一步前に進めて検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

なお、つけ加えて申しあげますと、全国的にもかなりのところで進めて、この新電力への移行がなされております。例えば県内では山形大学小白川キャンパスとか、それから各省庁でもやっているようでありますし、国会議事堂でしたか、ちょっと手元に資料があったんですがどこかに行っちゃいました。ここにありました。学校あたりでも結構なっているんですね。3月の議会でも申しあげましたけれども、東京都の世田谷区ではかなりの電力を買っておるようでありますし、全国的にはかなりのところがやっています。衆議院の国会議事堂ですね、国関係ではそんなところもやっているようでありますし、国それから地方自治体、民間、合わせてかなりのところでやっているということをぜひ御理解いただきながら、前向きな検討をさらにいただきたいというふうに思いますが、市長の御見解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、基本的には最少のコストで最大の効果を生むというのは当然のことでもありますけれども、何度も言うようではありますが、大震災などもあって、市民の皆さんはやはり安全・安心というものに対する、行政に対する信頼というものを求めているというところがあるんだというふうに思います。安ければいいということには、やっぱり国民の、あるいは市民の皆さんの気持ちも大分震災以来変わってきているというふうにも思いますから、そういったところも踏まえて、いろいろな先進施設の状況などもつぶさに我々としても情報収集をしながら、そういった新たな取り組みなどについても大いに研究をさせていただければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 14番内藤議員。

○内藤 明議員 この件に関してはこれ以上申しあげませんが、災害時などにおける安心・安全というようなことを強調されましたが、そうしたとき、あるいは新電力の発電がとまったとき、別の今行われているような電力会社から供給を受けることができるということを踏まえていただきまして、さらにこの検討をして、安い電力を調達できるような体制を整えていただきたいということを申しあげておきたいと思います。

続きまして、わかりやすい住居表示への変更についてお尋ねをいたします。このことにつきまして、昨年9月の一般質問でも行っていますので、端的にお尋ねをしたいと思います。

本市では、住居表示として土地登記簿の地番を使用していますが、ほかに住居を中心とした行政区名である町内名も広く使われていて、非常に紛らわしい状況があります。そうした中で、市民生活にも大変な不便を来しているという現況があります。

先般も申しあげましたが、住居表示というのは市民生活に直結いたします。今まで使いなれた住居表示を変えるということに抵抗感があったり、歴史的な経過や文化が失われるというふうな指摘をする方もございます。もろもろの問題があることも承知をいたしておりますが、しかし将来のそうした地域の発展のために、行政も積極的にやっぱりわかりやすい住居表示に改めるように進めるべきだというふうに考えておるわけであります。そうした考えに立って、住民の理解を得る中でわかりやすい住居表示に変更すべきと考えます。

さきに行われました栄町の議会報告会の中において、住民の方より率直なわかりやすい住居表示にしてほしいというふうな要望が出されましたので、特に栄町2町会などに見られる甲乙丙などが混在する十干地番の住居表示の変更について、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市議会主催の議会報告会での市民の皆さんからのさまざまな御提言とか御意見などについては、去年もそうでありましたが執行部の対応が必要な案件については後でまとめて議長名で回答というんですかね、が要請があるというふうに理解をしておりますから、その際またお答えをしたというふうに思っているところでありますが、内藤議員からは非常にわかりやすい住居表示へ変更すべきではないのかというような御質問であります。昨年も御質問をいただいたところでありますので、重複するところもあろうかというふうに思いますがお答えをしたいというふうに思います。

寒河江の住居については、御案内のとおり中心部にあっては主に昭和40年当時市街地でありました地域、それから南北は栄町ふれあい公園から寒河江駅以北で西根の新旧谷地街道の交差点まで、また東西はほなみ団地入り口から寒河江高校までの区域が住居表示というふうになっているわけであります。またその後、区画整理など新しいまちがつけられた地域では新しい土地の名称、地番を用いたわかりやすい住所というふうになっているわけであります。そのほか、その周辺といいますか大字寒河江字云々という住所を用いている地域、さらに小字がない大字寒河江の後に甲乙丙などの十干を使用している地域というふうに、大きく4つに分けられているわけであります。寒河江市といたしましては、地番が混乱したり、あるいは地番の混乱で生じる不都合を解消していくということ、さらにはまちのイメージアップを図っていくという観点から、土地区画整理事業さらには大規模な宅地造成事業に合わせて、あるいは地域の皆さんの御要望によって町名を整理する事業をこれまでも鋭意取り組んできたところであります。

内藤議員御指摘のとおり、住所の変更ということになりますと、そこに住んでいらっしゃる皆さん、あるいは商売をしている方々に少なからず負担がかかるということがあるわけでありますし、一方地域の方が愛着を持って毎日使う住所名でありますので、できる限り利便性を高めていくということは第一の視点でありますけれども、あわせてやはり地域の皆さんの合意のもとに進めていくということが大切であろうというふうに思っているところであります。そういうことから、市としては地域の皆さんの御要望というものを踏まえて対応していくという考え方でこれまでも来たところでございます。

議員からお話がありました地域というのは、ちょうど住居表示の区域、小字がある区域、十干がある区域という3つの区域が隣接する区域になっているところでございます。我々としては、昨年の内

藤議員からの御質問にもお答えしたとおりであります。地域におきまして皆さんが議論をされて、意見がまとまるということであって、その要望という形でお話があれば、我々のほうでは住居表示の内容あるいはそういう進め方などについても十分地域において説明会などをさせていただいて、その後地域の方々のアンケートなどによって賛意を確認させていただき、そういうことを踏まえて手続などを進めていくというふうに行っているところであります。そういうことですので、ぜひそういった地域の方々の合意形成というものを第一義的に進めていただければというふうに理解をしているところであります。

○鴨田俊廣議長 14番内藤議員。

○内藤 明議員 地域の方々の合意形成が第一だというふうなことであります。私はそのことは十分わかります。言っていることは十分わかります。ですが、なかなか地域の方々もそうでない方と、そうでない方というのは住所はこのままでいいという方もいらっしゃいますし、なかなか合意するのに時間がかかるなというふうに思います。行政側としての対応というのはそういうふうなのかなというのはわかりますけれども、ただ最終的には住民の方々が決定されることではありますけれども、私は先ほども申しあげましたけれどもそうした地域のさらに先の発展を考えて、やっぱり行政としても積極的にそうしたことを進める、こういう姿勢が欲しいなと、こういうふうに思うわけですが、市長の考え方はいかがですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この住居表示というのは、行政、市役所においてもそれは使うことは使うわけですが、地域に住んでいる方が一番使うわけですね。その地域の方が余り好ましくないと思う人がいて、そういうことを使うということは果たしていいことなのかということになると、そこはある程度やっぱり実というものはかってというんでしょうかね、合意形成がなされて、そういうふうに変えていこうという地域の方々の意思があることがやっぱり前提になるのではないかとというふうに私は思っています。合意形成のために努力をすべきではないのかということ当然是るわけですが、少なくともこういう議会の報告会などでそういう御意見が出るということは、地域の中でもそういう方がいらっしゃる、住居表示を改めてほしいという声があるわけですので、そこは地域の中でそういうことの御意見をどういうふうに諮って、全体の合意まで行くのかということいろいろ議論していただくということが必要なのではないかとというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 14番内藤議員。

○内藤 明議員 合意形成の必要なことは、私も先ほど申しあげましたがよくわかります。そうした要望が出されたことの経過も私も承知をしているつもりであります。やっぱり住居についてのイメージといいますか、中にはいいという方もいらっしゃるかもしれません。しかし、なかなかほかから訪ねられてきてもわからないというふうなことが先にあるのかなというふうに思いますけれども、そうしたことでの思いがやっぱり要望を出された方にはあるんだろうというふうに思います。そうしたことを受けて、ぜひ積極的にアンケート調査なども実施をしていただきたいというふうに思いますが、あるいは説明会などもありましたとおりに実施していただきたいというふうに考えますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお答えしたとおりでありますので、別に我々が拒否しているとか、しないとか

と申しあげているのではなくて、そういうことについては地域の方からそういう御意見があれば我々としてもそういうふうを受けとめて、また地域の皆さんと話し合うということは当然あるかというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 14番内藤議員。

○内藤 明議員 私は理解してないわけじゃないんですよ。言ってることも十分わかります。市長の立場もわかりますので、ただ話が要望として出された以上は、そうした話がありますのでぜひ説明会をさせていただきたいとか、こういうものがあっていいんじゃないのかなと、こういうふうに思うんですね。そうしたことについてぜひ住民の説明会などをして、あるいはそうしたことでまとまるならば、アンケート調査なども実施をする中で実施体制が、賛意がとれれば変えていくというような方向をぜひとっていただきたいというふうに思いますけれども、くどいようですが改めてそうした地域についてその説明会や住民アンケート調査などをやる必要があると考えますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御要望として受けとめさせていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 14番内藤議員。

○内藤 明議員 では要望としておきましょう。これは先ほど申しあげたんですが、市もやっぱり積極的な姿勢が欲しいなと、こういうふうになんか思っていました。なかなか進められない事情というのもよくわかりますが、ただやっぱり市政の百年の大計なんていう大げさなことを言うつもりはありませんけれども、そういう状況のままでは将来に大変な不安といいますか不便を来しますし、やっておけばよかったんだがな、なんていうような禍根を残すことがあるのではないかと、こういうふうに思いながら私は質問に立っているわけでありまして、大体聞かなくても答弁は出てきそうですが、そのアンケート調査なんかも要望というふうに言われましたので、とる際もぜひ心していただきたいなと。これは質問じゃありませんが、私も社会調査法とかそうしたところで若干かじったことがあるのでわかりますけれども、この調査のとり方によって賛否の数値が大きく変わるんですね。ですから、積極的な行政としての姿勢が欲しいというふうに私が申しあげたんですが、それについて市長が「そうします」なんては多分言えないでしょうから、そういうことをぜひ念頭に置いて、そうしたことをやるときにはぜひ心していただきたいなというふうに思っているところであります。

次に、質問に移りますけれども、先ほど市長も言われましたが、こうしたところで最大のネックになるのがやっぱり負担なんですね、住民負担。やろうとしても、市民がなかなか全体がやろうというふうにならないうふうなことがあるのは、私はそういうふうなことではないのかなと、こういうふうに思います。また一方で、混在する一つの地番、住所を同じようにするときには、私どもには余り弊害がないからそれでいいやというふうになる方もおられるでしょうし、したがってそれぞれの市民の持つ意識が違って来るわけでありまして、私は先ほど申しあげたとおり最大のネックはやっぱり住民の負担だなと、このように思っています。例えば地籍調査などに合わせてそうしたことを実施すれば、市民の負担も軽いのだらうというふうに思いますが、そこは既にもう国土調査が終わっているところだというふうに思いますので、手短かに実施するとすればやっぱり新町名を新設する、こういうやり方だなというふうに思います。

そういうところからして、そうした新しい住所を新設するというふうなときには、例えば個人の登

記簿の直し、変更に伴う経費や、あるいは事業所の事務所等の登記、あるいは印刷物などが負担が予想されますけれども、そうしたところにやっぱりぜひ財政的な支援を行っていくことが重要なことだというふうに思っております。そうしたことを行って、そうした施策を誘導するといいますか、そういうことも必要なことだというふうに思いますけれども、市長の御見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いろいろ住所の変更に伴う手続などに要する経費への財政支援というものについて手厚くすべきではないのかというような御質問でありますけれども、一番のネックは財政支援があるかないかということもありますが、やはり先ほど内藤議員も御指摘ありましたけれども、住所のそれぞれの地名には歴史があって、そこを近代的なというんですかね、合理的な名称に変更していくということについて、やはりなかなか抵抗感というんですかね、そういうものも多いのではないかとこのうにも思います。

また、財政支援についてもこれまでもいろいろな形で住所の変更というものをさせていただいておりますけれども、その中でいろいろ支援策と申しましょうか、手続的にかかる経費などについても行政としても支援してきているところであります。申しあげますと、住所変更などに伴う手続については、住民基本台帳、印鑑登録証明原票、戸籍簿の本籍欄、土地・建物の登記簿の表題部の所在欄など、本人から申請がなくとも市役所などにおいて自動的に訂正されるもの、さらには土地・建物などの不動産所有者の住所変更登記、会社の法人及び代表者等の住所変更登記、運転免許証の本籍・住所の変更、年金や恩給を受給している方の住所変更などということで、本人から住所変更の手続をしていただくもの、そのほか親類や知人への住所変更の連絡など、いろいろ住所変更に伴う手続があるわけです。市におきましては、これまで住所、本籍の変更証明書を市民生活課のほうで無料発行する証明書を通して、本人が手続をする際の住所変更登記にかかる登録免許税が不要になるというようなことで、便宜を図らせていただいておりますし、また無料通信のはがきを配付するなどをさせていただいて、いろいろな形で手続の支援をしているところであります。

内藤議員から御指摘がありましたけれども、個人の方、あるいは法人などがその必要に応じてそれぞれ任意に行う必要があるもの、例えば封筒を印刷したり、取引先へ連絡をしたり、あるいは看板などの更新をしたりなどという経費などについては、それぞれ個人、法人等で状況は異なりますけれども、これまでも同様でありますけれどもそれぞれで御負担をいただいているところでありますので、ぜひこの部分については御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

また、先ほどの話に戻るわけではありませんけれども、個地域でのいろいろな説明会をしていくなどということになると、そういった部分についても丁寧に御説明をして、進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 14番内藤議員。

○**内藤 明議員** 市で行っているもろもろの、さきに言われました事柄について、私も知らないわけではありません。ただ、大きいのはやっぱり1つは財政的な問題もあります。それからもう一つは、事務が煩雑だと言ってはちょっと失礼ですが、事務的に余りなれていないということでの手続、そういう面では市あるいは行政が積極的にかかわっていただくということは必要なことでございますし、私がここで幾ら頑張ってみても、地元でそれが全体的にまとまらなければ何も話にならないわけですから、ぜひまとめていただくようになんて言うは大変失礼ですが、積極的にかかわりを持って

いただいて、対応していただきたいなど、こういうふうに思っております。

それから、もう一つは十干番地に限って申しあげましたが、栄町以外にも例えば元町であるとか船橋の近辺であるとか、六供町の近辺、洲崎あたりとか、それから山岸の近くとか、まだ残っているところがいろいろあります。そうしたところについては余りまとまっていないとか、洲崎は若干まとまっていますけれども、点在しているような形になっていますので、なかなか難しいかなというふうに思いますが、そうしたところについての考え方も伺いたいなというふうに思っております。

私は、前にも申しあげましたが市内のこの住居表示の状況を見て、いろいろな不便を来している状況がありますから、基本的には分館単位の表示地名が一番いいんだなというふうに思いますが、それはきょうは置いておきます。ほかの十干番地についての対応策も、市長の栄町2町会のことと大体同じ答弁かなというふうには思いますが、そうしたところについても改めて伺っておきたいと思えます。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今ここに地図もあるんですけども、青いところがまだ十干が残っている、点在しているわけですね。栄町のみならず結構ありますし、その残っている歴史的な背景などもいろいろあるんだろというふうに思いますが、先ほどと同じような答弁で恐縮なんですけれども、やはり地域の住んでらっしゃる皆さん、あるいは住所を使われている地域の皆さんのお考えというのが第一義的かなというふうに思いますが、我々としてもそういう地域の皆さんのお気持ちというものを尊重していくということが大事だろうというふうに思いますが、ある程度実際御意見を聞いて、「いや、そのままがいい」ということで御返事をいただいたりすれば、なかなか変更ができないということもあるかもしれませんので、そこら辺は地域の皆さんの中で十分御議論をしていく、話し合いを進めていただいて、そういったお気持ちを大切に、我々は行政を進めていきたいというふうに思っているところであります。そういった地域の皆さんの住居表示の変更の要望などということがあるんだと、まとまった形でそういう要望があるんだということであれば、先ほど申しあげましたけれども地域の皆さんとそういう方向で進めていくということで、さらにお話し合いをさせていただくということになるかというふうに思っています。

○**鴨田俊廣議長** 14番内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひ積極的な姿勢でその話し合いを進めていただくような段取りもあわせてお願いをしておきたいなど、こういうふうに思っております。

歴史のあることは、私もわかります。物の本によりますと明治8年の地租改正事務局議定などというところに明示されているそうでもありますから、歴史はよくわかります。しかし、そうしたところに私どもも伺う機会がいろいろございます。そうした地番のところに行って、話題になりますと、ほとんどの方がそういうふうな意見を申されます。相当不便を来しているんだなということが手にとるようによくわかるような気がするわけですが、歴史を大切にすることよくわかりますが、今後の市政の発展のためによりよく尽力をいただきたいということを申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号8番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 おはようございます。

私は、通告8番、社会・教育の問題について質問をいたしますので、市長と教育委員長の答弁よろしくお願ひいたします。

まず、(1)の本市役所内の障がい者雇用の現状と対策について伺います。

今春の4月1日より「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正、施行されました。これらのごとを受けて後の現況と対策について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 障がい者の方の雇用について御質問いただきましたが、先ほど荒木議員御質問の中でもありましたが、障がい者の方々の雇用につきましては「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりまして、国さらには市町村などの地方公共団体、民間を問わず、企業を問わず、全ての事業主というのは社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がい者の自立について共同の責務を有しているということでもあります。また、定められた障がい者を雇用すべき法定雇用率を達成、維持するよう、法律上の義務が課せられているということでもあります。

この「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、法定雇用率は少なくとも5年ごとに労働者の総数に占める障がい者である労働者数の推移を考慮して政令で定めるということにされておきまして、平成25年4月1日から民間企業においてはこれまでの1.8%から2.0%に、国及び地方公共団体においては2.1%から2.3%に引き上げになっているところでございます。

寒河江市役所における障がい者雇用の率の状況ということでお尋ねがありましたが、毎年6月1日現在においてその状況を厚生労働大臣に対して報告をしなければならないということになっているところであります。寒河江市役所の平成24年の障がい者雇用率は2.41%でございました。法定雇用率、平成24年までは2.1%でありましたので、これを達成しているという状況であります。また、平成24年の県内の市町村などの平均雇用率は2.23%ということでありましたが、これも上回っているという状況であります。さらに、平成25年の寒河江市の障がい者雇用率は、これを6月中に国のほうに報告する予定であります。2.54%ということになっているところであります。これも、先ほど申しあげましたが2.3%に法定雇用率が引き上げられましたけれども、これも上回っているという状況にあらうかというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 11番荒木議員。

○荒木春吉議員 ことしの冬、市の美術館で障がい者の作品展示会がありました。あの作品を見ると、社会に出て活躍できないのは大変もったいないなと思った次第であります。

3月の議会でも、杉沼議員が特別支援学校の質問をして、そして川越議員が時間がなくてできませんでした。もちろん学校をつくることは大事であります。でも、その先の展開がないと、学校をつくった意味がないのではないかなと私は思っています。

今回、6月議会では遠藤議員が雇用について、今こういう状況ですから、健常者だって大変なのに、障がい者をまた法定雇用率を守ってするというのはもっともっと大変なんじゃないかなと私も思っています。でも、健常者か障がい者かという二者択一ではなくて、健常者も障がい者もというか、生き

ていけるというか働いていけるというか、働きがい、生きがいを感じる社会にならなければいけません。私には思っています。

幸いにも本市の障がい者の雇用率は法律に定められたことを上回っていますので、本当にいいことだとは思いますが、何で役所という公的機関が民間企業よりも上回った数字を設定されているかというと、多分民間の会社に対しても範を垂れるというか、こういうところに向かっていくんだよということを示すために多分高くしてあるんだと思うんですね。そういうことの趣旨からいうと、我が市は自慢できるというか、だと思いますが、もっと大きな意味でほかの会社も上げられるということも含めた意味で、本市のこの法律をめぐってこれからどうするのかという市長の考えをお聞きしたいなと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど御答弁申しあげましたけれども、寒河江市役所の障がい者雇用率というのは法定の数字を上回っているということにはなりますが、我々としては荒木議員御指摘のとおりやはり率先垂範という行政の役割というものもありますから、さらにその上を目指していくということで、今後とも頑張らせていただければなというふうにも思います。

また、寒河江にはそういう障がい者の雇用という面では大変理解のある企業の皆さんも多々あるというふうに思います。工業団地にもありますし、そういった意味で寒河江市のみならず西郡の全体の障がい者の、学校も大事でありますけれども、やっぱり卒業してからの雇用というのがもっと大事だろうというふうにも思いますので、そういった意味で行政としてそういう企業に対していろいろな形で御支援をして、理解を深めていく、そういう活動も進めながら、全体として雇用の促進、底上げというものが図られれば、我々の役割を果たしていけるのではないかとこのように理解をしているところでありますので、そういった意味で障がい者の雇用の推進について今後とも積極的に努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 11番荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁ありがとうございます。学校に在籍している間は学びがい、職場に出れば働きがい、それを達した上に生きがいというのは多分あるんだと思いますけれども、健常者も障がい者もそれが感じられるような雰囲気というか制度というか仕組みができればいいなと私も思っておりますので、今市長が決意されたとおりのことが前進していけばいいなと思っております。

次、(2)に移ります。本市内の小中校の体罰について、調査結果と対策について伺います。

このことについては、4月30日の総務文教委員会において報告がありましたが、他議員への周知面からも伺うものです。お願いします。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 体罰の問題につきましては、さきの3月議会においても荒木議員から御質問いただいたところでございますけれども、その際はまだ調査中ということ、あるいは調査主体が県であるというようなことから、私ども市教育委員会としては徹底した調査を行うという旨の答弁にとどめさせていただいたところであります。その結果ということでの御質問ですので、今議員からもお話ありましたように、去る4月30日に総務文教常任委員会協議会の席上で御報告を申しあげ、調査の主体であります県の教育委員会からも同日市町村ごとの件数が公表されたという経緯がございます。

改めて申しあげますと、昨年度中の本市における体罰事案の発生件数は小学校において2件、中学

校において4件の計6件でございます。うち、小学校の2件はいずれも授業中に発生しております。また、中学校のうち1件が清掃中、残る3件が部活動の中で発生したものでございます。いずれのケースもけがはなく、この調査後に被害児童生徒並びに保護者への説明と謝罪を行い、御理解をいただいたということでもあります。

一方、この結果に基づきます教職員に対する処分につきましてでございますが、昨日任命権者であります県の教育委員会より懲戒処分の件数等が公表されたところであります。本市のこの6件の事案につきましては、いずれも戒告以上の懲戒処分には相当しないという判断をされたところであります。しかしながら、この6件という件数は決して少ない数字ではございません。もとより体罰は学校教育法によって禁じられている、あってはならない行為でございます。教育委員会といたしましては、このたびの調査結果につきまして大変重く受けとめ、責任を痛感いたしております。まことに申しわけなく、心よりおわびを申しあげます。

また、該当した教職員に対しましては、訓告を行うなど、二度とこのようなことがないように指導を行ったところであります。

今回の調査は、保護者や4年生以上の全児童生徒にアンケートを行うという大変に大がかりなものであります。各学校におきましては、いただいた御意見の一つ一つについて丁寧に聞き取りを行い、しっかりと説明を行っておりますが、事例の中には議員より3月議会において御指摘ありました体罰ではないものの、いわゆる言葉による暴力といえますか、不適切な指導といった事案もございました。こうした事案につきましては、今回の調査結果の体罰の件数には含まれておらないわけではありますが、これも同様に事実を確認した上で、必要に応じ本人や保護者への謝罪や説明を行い、御理解を賜ったところであります。

以上であります。

○**鴨田俊廣議長** 11番荒木議員。

○**荒木春吉議員** 今の質問は、3月議会では発表できなかったやつなのでしつこく聞いたものではあります。多分件数にしてはそんなに多くはないとは思いますが。教育委員長もおっしゃったとおり、これは法律で禁じられているものでありますから、多分やっちはいけないことなんでしょうが、きょうの山新だったか、確かに言葉の暴力の件が出ていましたけれども、多分先生たちも時間的な余裕があればそんなことはしないんだと思うんですが、忙しい時間をやりくりしての教育活動だと思いますので、なかなか難しいことだなと思っています。やっちはいけないことをしているわけですから、先生方に同情する余地があるんですが、ぜひ、私が思うに教育というのは何も勉強ばかりじゃなくて、心身と頭をともにたくましくやわらかくする活動だと思いますので、そこら辺のところをよく考えていただければなと思います。現状等の説明がありましたが、再度決意のほどを聞かせていただければと思います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** このたびの調査結果を受けて、私どもの対策ということになるかと思っておりますけれども、大きく2つの面からの対策が必要かというふうに思っております。1つ、これはまさしく基本的に大切なことでございますけれども、教職員の自覚を高めるということでもあります。子供たちの力を十分に発揮させるためには、時には厳しい指導を行わなければならないという場面もございませぬ。しかし、その手段としての体罰あるいは言葉の暴力といったものは決して許されないということ、

それが子供の心や体を傷つける重大な違反行為であるということを、まずもって一人一人の教職員に意識してもらわなければならないということでもあります。教育委員会といたしましては、今後の教職員へのこうした正しい指導観と申しますか、こういう考えを徹底いたしますとともに、もう一つ大事な、学校としての取り組みと申しますか、学校を挙げて組織的に体罰を根絶するという取り組みが進められる必要があります。この点、私どもとしても十分な指導を行い、信頼される学校づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 11番荒木議員。

○荒木春吉議員 今、教育委員長から先生自身の自覚力と、あと全体的な取り組みで体罰を防いでいくという姿勢の表明がありました。それに対して私は期待したいと思います。学校は体罰をするところではありませんから、教育するところでありまして、そこら辺のことを踏まえてぜひ前進というか、進化していただきたいなと思っています。

(3)について質問します。最後の(3)本市内の居所不明児童について伺います。いるのかいないのか、数だけお願いします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 居所不明児童についての御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

居所不明児童につきましては、毎年5月に全国的に実施されます学校基本調査の結果によりまして、数値が公表されております。議員からお話がありました平成24年度の学校基本調査によりまして、全国で976人の児童が居所不明児童ということになっております。本県、山形県でも3人という結果が示されておるところであります。本市におきましては該当児童生徒はございません。また、今年度、25年度につきましても、現在のところ本市では居所不明児童に該当する児童生徒はいないということを確認いたしております。

この居所不明児童につきましては、さきの質問にもお答え申しあげましたけれども、親の生活状況によりまして家庭環境に大きな課題を抱える児童生徒の数が年々増加しているというようなことはまさしく事実でありまして、これらのことにつきましても大いに関連するのではないかと申すように思っております。教育委員会といたしましては、これは子育て支援の関係からのネットワークでございますけれども、その中での実務者会議、これは毎月開催されますが、そのようなネットワークを活用し、あるいは市の福祉部局はもとより児童相談所を初めとする県の関係機関とも十分連携を行いながら、今後とも家庭環境に課題のある児童生徒には目配り、十分な対応ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 11番荒木議員。

○荒木春吉議員 県内には3名いますが、本市にはゼロということなので、慶賀すべきことなのかなどは思いますが、毎月何か調査をやってらっしゃることなので、それも含めて家庭環境が大変な家に対する支援とか、そういうことをぜひ重々考えていただいて、子供の成長のためにいい環境の提供のために頑張ってもらいたいなと思っています。

それで、私居所不明児童という言葉がわからなくて、サンデー毎日の3月17日号で岩見隆夫さんと牧 太郎さん2人が同じことを言っていましたので、まさかいるんじゃないだろうかと私聞いたものなんです。いないということなので、よかったなと自分では思っています。ぜひ本市のあれもそういう点に配慮して、行政を頑張ってもらいたければと思います。

質問を終わります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時55分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号9番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告している課題について、社民党・市民連合の一員として、市民の皆さんから寄せられた声を踏まえ、かつ提案を含め、市長並びに教育委員長に質問いたしますので、市民が理解できる答弁を期待するものであります。

(1) 地域間バランスのある市政運営の必要性について伺います。

ことしの3月31日に、田代小学校が135年の歴史に終止符が打たれ、白岩小学校に統廃合されました。しかし、旧田代小学校の起債償還金の残りが1億1,613万6,000円あり、その償還が終わるのは50年3月であります。管理費は年間194万円かかります。私は、寂しさと同時に、地域住民が導き出した結論だとは理解しつつも、本当にこれでよかったのか、もっと以前から対応策がとられておれば違った結論もあったのかという反省の気持ちなど、複雑な気持ちでいっぱいでありました。

市教育委員会は、幸生小学校についても地域住民の理解が得られた段階で、田代小学校同様に白岩小学校に統廃合する方針が示されています。積極的に進めるべきだという声もあるのも事実であります。しかし、私はそれには反対であります。小学校を廃校して、その地域の活性化や振興は困難であり、小学校は地域活性化や振興策の大きな要因をなす鍵だと思うからであります。

市民から、市の行政を「土建屋行政」だとかゆされたことがあります。それは、田代小学校も幸生小学校も改築の時点で児童生徒数は予測できたはずなのに、市教育委員会や市当局も議会も建設を決定して進めてきているのに、今になって生徒が少ないから統廃合するというのは、教育的観点よりも学校建設そのものが目的化していたのではないかとの指摘であります。

そこで私は、小学校学区ごとと伺いますか、地区ごとの人口格差、特に減少を食いとめる施策の必要性をこの20年間訴えてまいりました。田代、幸生、醍醐、三泉の幼児学級廃止が提案された平成13年6月の議会の一般質問でも取り上げました。本市の人口及び世帯数はともにふえているが、地区別に見ると世帯、人口ともにふえているのが南部、寒河江、西根、柴橋の4地区で、世帯、人口ともに減っているのが高松、白岩、醍醐の3地区であり、三泉地区は世帯はふえたが人口は減っていたのであります。

これまでの住宅政策を見ると、昭和40年に八幡原区画整理事業に着手して以来、幸田、仲谷地、新山、東寒河江、新山第二、落衣前の7カ所で90万6,399平方メートルの宅地がつくられてきました。また、土地開発公社の宅地分譲も昭和46年に西浦団地に始まり、平成12年分譲開始した醍醐団地まで16団地、面積で15万21平方メートル、403区画が造成されていきました。そこで、これまでは当然のことだが売れるところに分譲宅地の造成や区画整理事業を展開してきました。その結果、事業をやった

地区は人口はふえたものの、やらない地区の減少は大きく、格差が広がってきておりました。

こういった地域間格差をなくすために、全市的な住宅対策をただしたのに対して、答弁は「市内全域の発展を図りながら、施策を講じてまいりたい。そして、具体的には市街地内は主に区画整理事業を導入する。周辺集落については主として土地開発公社で行う。民間による宅地造成は、開発指導要綱により適正な開発を誘導する」というものでありました。

ところが、平成17年12月の議会での「市全体の均衡ある発展を図る立場から、土地利用計画の見直しを含む住宅政策について」の質問に対する答弁は、「まちづくりの基本は全市的な均衡ある発展よりは個別化、個性化の時代であり、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりである」と変わったのであります。

しかし、8年経過した現在、各地区間の人口及び世帯数の格差はさらに拡大しています。平成4年と25年の比較で見ますと、世帯数は1万517世帯から2,841世帯、27%の増加で、1万3,358世帯とふえています。さらに、地区別に見ると寒河江地区が1,783世帯、40.9%増の6,140世帯、南部地区が279世帯、20.5%増の1,638世帯、西根地区が324世帯、30.4%増の1,389世帯、柴橋が320世帯、25.7%増の1,564世帯、高松が10世帯、1.2%減の838世帯、醍醐が4世帯、1.2%増の344世帯、白岩が24世帯、2.7%増の924世帯、三泉が117世帯、29%増の521世帯となっています。

人口は、4万2,713人から5人少ない4万2,708人と、わずかながら減少しています。ピーク時の17年との比較では、3.3%減の1,462人減少しております。さらに地区別に見ると、寒河江が2,152人、13.1%ふえて1万8,611人、西根が224人、5%ふえて4,724人となったものの、その他の地区は全て減少しています。南部が57人減って5,183人、柴橋が23人減って5,301人、高松が803人減って3,080人、醍醐が328人減って1,259人、白岩が974人減って2,915人、三泉が199人減って1,635人になっています。

さらに、それぞれの地区ごとのピーク時とその比較では、全地域で減少しています。寒河江が54人、南部が282人、西根が52人、柴橋が403人、高松が803人、醍醐が328人、白岩が971人、三泉が208人減少しているのであります。

この20年間の宅地分譲区画数と購入者の地区別住所を調べてみました。白岩さくら団地の場合、65区画造成され、61区画が分譲されています。購入者は寒河江の方が11名、西根の方が1名、柴橋の方が2名、高松の方も2名、地元白岩の方が31名、市外の方が14名です。このように、土地開発公社分の緑町住宅団地、三泉分譲住宅、醍醐住宅団地、さくら団地、みずき団地の分譲契約分311区画と、区画整理事業で実施されたほなみ団地の保留地89区画分の購入者、寒河江の方が36名、西根が15名、柴橋3名、市外の方が35名、これらを加え、さらに民間の分譲住宅が20年間で寒河江地区に29カ所、226区画、南部に14カ所、106区画、西根に11カ所、81区画、柴橋に7カ所で、38区画の合計61カ所、451区画が造成されています。それらの計数を地区別に整理してみますと、寒河江地区が460、南部地区が88、西根地区が81、柴橋地区が31、高松地区がマイナス8、醍醐地区が25、白岩地区が55、三泉地区が6となります。平成13年度より、さらに格差が広がっている実態であります。市の住宅政策が及ぼす影響の大きいことが明らかだと思っております。

そこで、伺います。土地利用を含む住宅政策は、その地域の将来を左右する人口動向への影響も大きいことから、市街地でない周辺地区をも含む全市的な取り組みとすべきだと思います。特に周辺地域については市が積極的に取り組むべきと思いますが、その必要性について市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域間のバランスある市政運営の必要性というタイトルで御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。少子高齢化と言われてから大分月日がたつておりますが、そうした中で先ほど御指摘がありましたとおり日本全体、平成20年をピークに今度人口減少社会というふうになってきているわけでありまして。山形県においても例外ではなく、平成17年を境に減少に転じ、寒河江市におきましても先ほど御指摘がありましたとおり人口が減少している、そういう状況になっているわけでありまして。

川越議員からは、その御質問の中の一部だけを切り取って申しあげて大変恐縮なものでありますが、その人口減少というんですか、人口の変化というのは一様ではないんだと、こういうことであります。端的に言えば、市街地はふえて、結果的に今の状況を見ると途中はふえたところもありますが、南部も含めて西部も含めて全体的に市街地はふえ、それ以外の地域は減少しているというような実態になっているわけでありまして。その現象の地域ごとの増減の原因というものをいろいろ考えてみますと、はっきり必ずしもこうだと言いきれるわけではありませんけれども、先ほど御指摘がありましたとおり1つは世帯数はふえながら人口が減少しているという、多世代同居から核家族化ということに家族形態が変化してきているというの、人口の増減に大きな影響をしているのかなというふうにも思いますし、そういった意味ではやっぱり働く場所の問題、あるいは交通の利便性、さらには公共施設もさることながら商業施設の充実ぐあいなどということが大きな原因にもなっているのではないかとこのように思っています。

そうした状況の中で、地域ごとにどういうふうな発展をさせていくか、そのためにはどういう魅力をつくっていくかというのが、はっきり申しあげると私の一番の仕事なのかなというふうにも思っています。地域の魅力をどういうふうにつくっていくか、そのための政策にどういうふうに取り組んでいくかということの中で、御指摘がありました住宅対策というものもやはり大きな要因でありましょうし、地域の活性化を図っていくための大きな施策の一つだというふうにも思っています。そういう意味から、市街地についても取り組んでまいりましたが、先ほど御指摘がありましたとおり市街地以外の地域でもさまざまな形で公的な公社あるいは組合施工等々でさまざまな宅地開発というものを計画的に進めてきているところでもあります。

地域の振興にとって、住宅政策だけが全てだなどということはもちろん思ってもおりませんし、川越議員もそういうふうには思っていないというふうに思いますが、大きなインパクトのあるというんですかね、誘導性のある事業だというふうに思っていますし、それ以外の地域振興策というものも当然さまざまあるわけでありましてから、それをどういうふうに進めていくかということについては、やはり地域の皆さんの御要望あるいは御意見などもお伺いをしながら、その住宅政策などについても我々としても検討して、特に周辺部の活性化ということについては取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでもあります。基本的な考え方としてはそういうふうに理解をしているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 16番川越議員。

○川越孝男議員 私、平成13年のときの一般質問と17年のやつを申しあげました。やはりもう一度13年のときのように戻してほしいというふうな思いなんです。そして、先ほどずっと数字を申しあげましたけれども、実態、実数、それからこの間寒河江市が取り組んできた住宅政策、周辺部については土地開発公社でやりながらやってきた、そういう中でやったところはなぜかかぜかなっているんですね。

それが全然なかったところが決定的におくれている。まさに政策と実態、実数が一致をしておったものですから、まさかこれほど私は一致するというふうには思いませんでした。それぞれ事務方からも資料をいただきながら、それらを整理してみますとまさにこういう数字が出ているわけでありますので、このまま格差のままやっていると地域自治体のやっぱり構成する地域、コミュニティーを構成する上での人口要件というのは極めて大きいわけです。そして、もちろんその人口規模に合った地域自治体というのはつくられるわけです、長い歴史の中で。ところが、最近の少子化の中で急激に減っていると。そして、それらもそういう住宅政策をとったところは歯どめがかかっているという、こういう実態を御認識をいただきながら、ぜひ、もちろん私は画一的に全部しろというようなことを言っているわけではありません。極めて重要な要素の中に住宅政策というのはありますよというふうなことで申し上げていますので、改めて市長から見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども申しあげましたけれども、ちょっと前のお話になりますけれども、一時期やはり県内でも天童市が人口がどんだんふえていった時期があるわけですね。私も天童市役所に勤めたことがあります、いつでもつち音が、要するに区画整理のつち音が市内に聞こえているということで、どんだん住宅政策を推進して、どちらかというと北のほうから天童市に来る人をふやしていったというような経過があります。その後、今度はもっと北の東根、村山あたりでもそういう住宅対策を充実させて、北から来る人をそこでまた受け皿をしていくというようなことがありました。そういう意味で、住宅政策の重要性というんですか、そういう都市の力強さ、あるいは人口も含めてですけれども、そういうものを形成していくためにはやはり常にある程度の住宅の政策を継続していくということも必要性があるというふうに認識をしておりますので、そういった趣旨からいろいろな施策を講じていきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 16番川越議員。

○**川越孝男議員** そうして住宅政策、宅地の造成も含めたというふうになっていきますと、やはり土地利用計画の見直しが必要になってくるというふうに思うんですね。そしてこれは長いスパンで、将来をやっぱり的確に見据えながらやる必要があるんだというふうに思います。

例えばみずき団地、それからほなみ団地、これらは寒河江の国営かんばいの、もう山まで水を上げる形にして、1,000ヘクタール確保するために苦勞したわけでありますけれども、その以前にもう既にほなみ団地もみずき団地の土地も農振から外れておったんですね。こういうふうなことが必要なんです。寒河江市のこれまでの経験でもそうであります。したがって、これからさっき言った周辺部で住宅を何とか建てようとしても農振の網をかぶっていればもう農転できないという、こういう状況があるわけであります。したがって、私は今のままでは何ともならないものだから、土地利用計画を見直しすべきだと、そして将来を見越してそういう周辺部がどんだん落ち込んでいくことがないように、将来を見越した見直しをすべきだというふうに思います。

そして、国営かんばい、これの網が終わったのが平成21年3月31日です。そして、その後の補助事業だったために8年間の縛りがあるわけですし、29年3月31日まで縛りがあります。しかし、それが終わってからとか、今の新第5次振興計画も27年までだからと、それが終わってからと言ってれば、ますます私は寒河江市の格差というのが出てきて、周辺地域はもっともって寂れていくのではないかというふうな危機意識を持っています。したがって、土地利用計画の見直しと、それから国から縛り

があつてなんかでなかなか厳しいというのも聞いています。しかし、寒河江市、そのような縛りで本来やるべき寒河江市の事業展開ができないとしたら、これは非常に困るわけでありますから、市長はこういうふうなことについてはやっぱり国に物を申していく、そして市民と一緒にどう見直しをすべきなのか積み上げをしながら、要望していくという、こういう姿勢が極めて重要だと思うんです。そして、寒河江市の毎年国、県に出す重要事業などにもそういう見直しを求めていくような、そういうふうなことが必要だというふうに思うわけでありますけれども、そのことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 土地利用計画の見直しについて御質問いただきましたが、御案内のとおり寒河江市の都市計画マスタープランというのは平成10年3月に示したところでありまして、この計画は平成37年を最終年度とする計画であります。大変長い期間の計画ではありますが、我々としてはその中間年ということで、平成27年に中間年度ということでその見直しをしていきたいというふうに考えているところでありまして、27年というと再来年でありますけれども、その前の年、26年度から現状についての課題を調査していく、整理をしていく、あるいは各地の地域のあり方などについても再考していくためのいろいろな精査をしていくということにさせていただければなというふうに思っておりますし、先ほど御指摘がありましたとおり新第5次振興計画も平成27年度まででありますから、ちょうどまいぐあいとその時期というのはそれぞれ重なって、同じ時期に見直しをしていくということになるんだというふうに思いますので、27年の土地利用計画のマスタープランの見直しに向けて、来年度からその準備を進めていくということにさせていただければなというふうに思います。準備ということになれば、もちろん地域ごとのアンケート調査の実施でありますとか、新第5次振興計画の策定の際、させていただきましても地域ごとのワークショップなどについてもさらに呼びかけをさせていただいて、地域でそういう議論を深めていただければなというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 16番川越議員。

○川越孝男議員 ぜひやっぱりスムーズにいくように前段の取り組みが極めて重要ですので、これは市民と各いろいろな団体や地域などと連携をとりながらやっていただきたいということを申しあげておきます。

それから、先ほども申しあげましたけれども、高松が人口、世帯とも減っている。さまざまな住宅政策がそこにはなかったと。確かに白岩バイパスの際に住宅がかかる人がよそに行かないようにと、開発公社で左沢線と国道の間に残ってもらう土地をつくったりとかというようなことはしてきているんですけども、それでもないんです。したがって、よそに出ていく、あるいは建てたくてもなかなか農転の関係で大変だという状況があるわけでありますので、前にも提起させてもらっていますが、仮称高松団地というのは今の287号線の工業団地の西側です。そして左沢線とのこの間、ここを住宅団地として開発をすべきでないかということはこの間私は何回か提案をさせてもらっています。そのものは、今環境問題が叫ばれるようになっていきますし、これまでのような化石燃料をどんどん使うというふうな形でなくて、マイカーからここにある左沢線、これをやっぱり活用すべきだというふうに思うんです。やっぱり先人が寒河江から左沢に真っすぐ行かないで、鍋のつるのように引き込んで、土地を提供しながらつくったという、この左沢線を活用したまちづくりをすべきだと。通勤者や通学者、あるいは行楽で訪れる人などが車だけでなくそれを使えるという、こういうことにすべきだと

思います。

そして、そういう左沢線をつくったまちづくりというふうにあった場合に、寒河江には南寒河江駅、寒河江駅、西寒河江駅、高松駅、柴橋駅とこうあるわけでありますけれども、南寒河江の周辺はもう面的に活用されています。寒河江駅ももちろんです。西寒河江もそうです。柴橋地区の駅についても、同様に活用されながら、傾斜地にあると。こうするというと、高松駅の東側があいているわけでありまして、そして駅の両側から乗りおりにできるようになれば非常に通学や通勤にも有効に使えるんであろうというふうに思っています。したがって、ぜひこういうふうなことについて御検討いただきたい。そして、今回の議会の議会報告会の中でも、高松地域からそういう要望が出されているそうであります。

この前の一般質問で取り上げたときには、当時市長は優良な農地があるので適していないのではないかというふうな話がありました。と同時に、当局といろいろ話、詰めをしてきておるわけでありますけれども、提起した当時、みずき団地はもちろん、ほなみ団地の構想があるので、全部そういうふうに上げるというとなかなか大変だと。ほなみ団地については島若神子線の道路も切らなければならない。内回り環状の部分です。したがって、これを市単独で道路を切るのではなくて、区画整理事業の中でその道路を整備していきたいんだと、したがってちょっと待ってくれというふうな話もありました。私はそれも理解できましたので、わかりましたというふうに言っています。しかし、これからの寒河江市全体を見たときに、やっぱりあと高松地区がそういうふうな先ほど言ったような形で落ち込んでいるという、こういう状況からすれば、私は極めて妥当な場所だというふうに思います。しかし、もちろん地権者やいろいろな団体と話し合いをしながら、了解を得なければできない仕事であることはもちろん承知をしています。しかし、寒河江市の50年後、100年後を考えた場合には、間違っていない判断だというふうに将来言われるというふうに思いますので、ぜひ市長の英断を含めての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高松地域における住宅団地の開発ということで御質問いただきましたが、今川越議員から御指摘がありました287号線と左沢線の囲まれた地域、約28ヘクタールがあるということであります。先ほど川越議員からもありましたけれども、この地域、国営の土地改良事業の実施地域で、農振地域に指定されているわけですね。平成29年3月までは8年間ということで、農振地域の除外ができないという地域であります。そういうことからすれば、それ以降の開発についてどうかというふうに理解をいたしますが、先ほども申しあげましたとおり、一応26年からのマスタープランの見直しということを考えておりますので、そうした中でその後の高松地区の地域の活性化のための施策あるいは住宅団地の開発などについてもやっぱり検討していくべき課題の一つだろうというふうに思います。左沢線の活性化ということも私の一つの仕事でありますので、そういった意味では寒河江市内の左沢線の沿線の中から行くと残された地域の代表的な一つになっているというふうにも理解をしておりますので、そういった面からもいろいろな地域の振興ということを考えていくエリアかなというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 16番川越議員。

○川越孝男議員 先ほど国営かんぱいの関係は、まさに私もそういうふうに理解をしていますけれども、そういうふうなことで地域の取り組みが障がいになるようなことではだめなわけでありますから、も

もちろんこういうふうなことは寒河江の具体的なまちづくりのビジョンをみんなでつくりながら国にもそういうふうなことを求めていくような、地域が活性化することを国が足かせをするという、確かに補助金をもらっているから有効に使うというふうなことはわかりますけれども、そこで生きている地域の人たちが発展できるような形の中で制度や何かも運用すべきだというふうに思いますし、市長を先頭にしてやっぱりまとめ上げながら国にも要望していくという、こういう姿勢を貫いていただきたいと思います。

時間が少なくなりましたので、次の課題に移らせていただきます。

(2) の委員会・審議会などの運営について伺います。

寒河江市議会は、議会改革の一環として議会は議員の委員会、審議会などへの参加について二元代表制、いわゆる執行機関に対峙する議事機関という原則に基づき、法の定めのあるもの以外は参画しないことに決定をしました。これに伴って、委員の選任及び運営面での変化や基本的な考え方について、市長とそれから教育委員会の委員長からお聞かせいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 我々としては、今回の議会改革の一環として議会のほうで決められたことについては、一つの見識だというふうに理解をしているところであります。そういったことを前提にしながら、我々はやっぱり議案として提案をして、議会のほうで活発な議論、真摯な議論をしていただくというのが前提であります。しかしながら、我々としてはできるだけ我々の意図する提案の内容についても議員の皆さんから御理解をいただくという努力をしていかなければなりませんし、これについては従前同様例えば議員懇談会でありますとか全員協議会などという場を設けていただければ、そういった場の中において提案の内容等々さまざまな情報も含めて提供させていただいて、御議論あるいは御意見を頂戴してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 私ども教育委員会にありましても、同じ執行機関として合議体ではありますけれども、ただいま市長から答弁ありましたように対議会あるいは対議会の議員の方々に対するスタンスというようなのは全く同じであろうかと思っておりますので、基本的にただいま市長から答弁あったように同様に考えてございます。

○**鴨田俊廣議長** 16番川越議員。

○**川越孝男議員** 私も議員の一人として、この議会改革の中でこういう判断をする際に、これまで私は一長一短あるというふうなとらまえ方をしてきました。しかし、やっぱり一長一短あっても、短の部分を含んで、これは市民みんなです、市民でやるべきことなんですね、住民自治でありますから、市民みんなが自治意識を育みながら、それぞれの委員会の委員やなんかになっていくというふうな形の中で克服しなければならないというふうに思ったので、私は原則に立ってこういう改革に賛同してきました。

しかし、そういうふうになればいいわけでありましてけれども、この諮問委員会とか諮問機関というのは、場合によっては為政者の都合のいい人を選出する、そしてそこで検討してもらう、これが住民の声だというふうな形の中でやられてしまったら、非常に大変な問題があるという、この制度自体民主的な手法でありますけれども、この人選や運用によっては極めて問題を生じさせる制度だということも私は認識をしなければならないというふうに思うんです。そうしたときに、そういう自治意識、

4万3,000市民の中にそういうものがみんなに育っていけばいいわけでありませけれども、そのことをあわせてやらなければならないというように思うんです。そうしたときに、そういう観点で教育委員長はどのようにお考えになっているか、見解がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私どもにも附属機関というんでしょうか、広い意味での、16ばかりでございます。いろいろな趣旨、目的は異にしていますけれども、いずれにしても専門家の意見やら市民の方々の意見を私どもの施策の決定あるいは遂行に参画していただいて、よりよいものにしていこうという趣旨によってあるものでございます。

私自身、政策決定に当たりましては、内容はもちろんでありますけれども、その政策を決定するための手続、過程、プロセスというふうなものが極めて大事なだろうというふうに思います。そういう意味で、この諮問機関を代表するような附属機関については、それにふさわしい意義、機能というものがあるんだろうと思っていますので、議員がおっしゃられたような形式に脱する、あるいは真に執行機関の主導のままに陥るといふようなことがあってはならないものだというふうに思っております。そのためには、当然に人選の面から考慮しなければなりませんけれども、運営に当たってもできる限り実質的な審議をいただけるような工夫を私どもはすべきだと思いますし、何よりもまず丁寧な審議会の運営、附属機関の運営というものに努めるべきかなというふうに思っていますので、そのようなことで今後力を用いていきたい、考えていきたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 16番川越議員。

○川越孝男議員 この委員会、審議会などの運用については、これまでも何回かこの議場でも私も提案しながら質問をしてきています。私もこれまで議員をしながらさまざまな委員、もちろん議員になる以前から市のさまざまな委員をやってまいりました。そうしたときに思うのは、過去にも議場でも申しあげていますが、やっぱり10人なら10人、15人なら15人の委員が選出をされて、そして半年なら半年の間に答申をまとめなければならない。そうしたときに、1回目の会議でももちろん委員長や副委員長の互選、全体的なスケジュールを決めるのもこれは必要です。しかし同時に、やっぱり私これまでの経験からして、みんながその議題に同じ土俵で討論できる、審議できる、こういう手だてをするということが極めて重要だというふうに認識をしてきています。今、教育委員長からは十分なやつができるような運用をしていきたいというふうに、運用面で工夫をしていきたいというふうなお話がありましたけれども、そんな抽象的なものじゃなくて具体的に、まず申しあげますならば第1回目の会議ではみんな今何でどういうことでどういう問題がというふうなことができる、そうでないと役所がもうどうにでもリードできるというふうになったら心配なんです。そういう意味で先ほど形式民主主義の問題や、悪いことなども申しあげましたが、具体的にそういうふうなことについてどのようにまず対応したいというふうに、これはきょうだけでなく前にも何回も指摘をしてきていますので、この点について重ねて教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私も教育委員長という立場でほぼ4年ぐらいになりますけれども、確かに議員がおっしゃられるような運用をせざるを得ないというような面もあったかに思います。といいますのは、まずは限られた時間的な制約がございます。それに集まれる委員の方々、あるいは会員の方々のことを伺いますと、なかなか日程調整やら、あるいはその回数を重ねていくというのが非常に困難

な場合がございます。ただ、そういう中であつてもいかに実質的な審議をしていただくかということが我々の一番の狙い、目的でございますので、そこは例えば最初に集まりいただく際にはあらかじめその審議会なり委員会趣旨なりを十分お話し申しあげると。あるいは資料等についてもできるだけ早くお配りして、ある程度認識を高めてきて参画していただくとか、それから一回一回の時間、これはもちろん運営をなされる議長さんをお願いしなければならないわけですが、できるだけ集まっていたいただいた全員の方々が忌憚のない意見が披露できるような、抽象的になりますけれども運営に心がけていただくというようなこと。それから、まとめるに当たっても丁寧なまとめ方をすると。といいますのは、何回か委員の方から意見を伺って、それをその都度その都度まとめ上げて次回の委員会に諮るといふ運びになるわけですが、その際もその出された意見をうまくその次の案に盛り込まれるように、正確に反映できるような、こちら事務側の努力というんでしょうか、そういうものも必要なんだろうというふうに思います。どうしても時間とか人員とかの物理的な制約というものは生じてまいりますけれども、その中であつても議員おっしゃられたような趣旨をも生かし、何回か私が申しあげておりますけれども形式化に陥らないような審議会あるいは委員会の運営に努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 16番川越議員。

○川越孝男議員 運営については、ぜひ教育委員長の今の答弁のように市民から信頼される運営ができますことを期待をしておきたいと思つています。同様に、市長のほうについても期待をしたいというふうに思つています。

それで、ちょっと事務的な関係でお尋ねをしたいわけでありつても、寒河江市に今教育委員会でも16あるというふうなお話があつたわけでありつても、今現在寒河江市でこういう補助機関としての委員会、審議会的なものはいかほどあるのか。そして、前にこういう一覧表でいただいたことはあるわけでありつても、ぜひこういうふうなことでわかるようにしていただきたいということ。

それから、もちろんこれらの委員会をつくるのは条例のやつもあるだろうし、要綱や規則などで設置されるというふうに思つています。したがつて、これらが市民から役所に来て例規集を見てというふうにはならないんだけれども、ホームページを今つくつていろいろなやつがアップされているわけでありつても、条例、規則、要綱などについてもこれらの設置にかかわるものを見られるようにすべきだというふうに思つています。

そして同時に、この委員というものは個人のプライバシーとか何かにかかわるものでないというふうに私認識をしておりますので、それぞれの委員会や審議会などの委員の名前も見られるように、やっぱり公募をしたりなんかしてするわけでありつても、誰がなつているのかというふうなことなどもわかる、あるいは物によっては委員に意見を伝えたいとかというふうなことなども、もちろんパブコメや何かというふうな制度もありませんけれども、委員自身がこの委員会の中で審議をしてもらう際にこういう意見を述べてほしいというふうなことも委員会の極めて重要な一つだというふうに認識をしますので、そういうものがホームページにアップになるのかどうか教えていただきたいと思つています。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市で条例や規則などで設置されている委員会につきましては、外部の委員で構成されているものとして51ございます。それぞれ審議会、委員会、協議会、審査会などの名称をつけ

ているわけでありますが、具体的には条例で設置されているものが23、規則設置が11、要綱設置が17となっているところでございます。

また、川越議員から審議会等について一覧表ということで、公開してもらいたいというようなお話でありました。現在、改めてこの資料を調製しているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

条例などの設置根拠になるものについては、基本的にホームページから閲覧することが可能というふうになっているところでありますので、ここは整理をさせていただきたいというふうに思います。

また、委員の名簿も公開してほしいというようなお話であります。基本的には今公開に向けて調整をさせていただきたいというふうに思います。ただ、住民個人の利害に関する審査を行っている審議会などがありまして、そういった審議会の委員の名簿などについては氏名等の公表になじまない部分が一部ございますけれども、基本的には公表に向けて今後検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 16番川越議員。

○川越孝男議員 今の市長の見解で可としたいと思います。ぜひスピーディーに、今言われたようなことがなされるように期待をいたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午前11時55分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成25年6月17日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第4号

第2回定例会

平成25年6月17日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第57号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 2 議案説明
- 〃 3 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 4 議第50号 寒河江市水防協議会条例等の一部改正について
- 〃 5 議第51号 寒河江市男女共同参画審議会条例の制定について
- 〃 6 議第52号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第53号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第54号 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定について
- 〃 9 議第55号 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 〃 10 議第56号 市道路線の認定について
- 〃 11 議第57号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 12 請願第2号 TPP(環太平洋連携協定)参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 13 質疑
- 〃 14 予算特別委員会設置
- 〃 15 委員会付託

休憩

再開

- 日程第16 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本定例会の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 本会議の会議運営について去る6月14日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議第57号であります。追加議案の取り扱いについては日程第1、議第57号を上程した後、日程第2で市長の議案説明を受け、その後日程第3、議第49号から日程第12、請願第2号まで追加議案を含めた10案件を一括上程した後、日程第13で質疑を行います。その後、日程第14で予算特別委員会設置、日程第15で委員会付託と進めてまいります。

日程の変更の詳細につきましては、お手元に配付しております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会議は議会運営委員長報告のとおり変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、議第57号を議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

まず初めに、一昨日15日、ギレスン市との姉妹提携25周年記念式典には議員各位には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。盛会裏のうちに終了できましたこと、御礼申しあげたいと思います。訪問団、2泊3日の日程できのう寒河江を去りましたが、議員団の皆様からは寒河江市議会議員の皆様によりしくということでありましたので、この場をおかりして御報告申しあげる次第であります。

さて、議第57号寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました補正予算は、中央公営企業法第33条並びに寒河江市立病院事業の設置等に関する条例第5条の規定に基づき、重要な資産として医療機器のMR I装置一式及び地域連携医療画像システム一式の取得を追加するものでございます。

よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第3、議第49号から日程第12、請願第2号までの10案件を一括議題といたします。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第13、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第49号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第50号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第51号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第52号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第53号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 53号についてでありますけれども、屋内多目的運動場についての使用料なんです、使用料の算出に当たって何を基準にして算出されたかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の屋内運動場の使用料に関しましてはほかの体育施設を参考にさせていただいたこともありますが、年間の維持管理経費と使用割合、毎日100%というわけではありませんので、それが43.3%くらいの使用割合でございましたので、それをもとに積算して、結果1,305円程度の金額が1時間当たり出てまいったわけで、1,300円という形で設定させていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 算定基準については今参考にされた部分などもありましたので、これでわかりました。

さまざまな類似する施設でもこれまでこういった設定がなされているということはこれで十分理解しておりますが、大きく分けて入場料を徴収しないと、入場料を徴収するときということで大きく分かれております。一般的に何かの会場として使用するというときのためにこういうふうで大別されていると思うんですけれども、これまでの類似施設の運用状況を見ますと、使用したいという申請があったときに申請が出された段階でその書類でもって営利を目的とするのかどうか、営利を目的としないのかどうかというのは申請書類でもって判断されて、料金が設定されてあった。料金設定というよりも料金の徴収をしておったというように思います。

その書類で例えば営利を目的としない場合、営利を目的とする場合、この判断を申請の段階でこれまでのように主要申請書の書類の審査の段階でこれを分けられる、こういう考えでよろしいんですか。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

- 月光龍弘生涯学習課長** 基本的には大きくイベント等の入場料とかと大会の参加料と、そういったほうに分けられると思いますが、今議員がおっしゃられたとおりにこちらで判断する第1段階としましては書類によって判断させていただくことになるかと思います。以上です。
- 鴨田俊廣議長** 新宮議員。
- 新宮征一議員** 今の答弁ですと、第1段階という表現がありましたので、それで理解できるんですが、例えば当初の予定では入場料をまず1人1,000円ずつ徴収するというので、ところが運営経費が1,000円の入場料で100人入った場合とその100人入った場合ですと1,000円だと10万円になるわけですね。運営経費が仮に20万円かかるあるいは15万円かかるという場合ですと、これは全く入場料だけでは賄えなくなりますよね。そうした場合には当然営利を目的としたものではないと書類の段階では判断されると思うんですが、例えば結果的に100人予定しておったのが200人入った。ところが、運営経費が200人入って20万円の収入があった。運営経費が15万円だったとなった場合にそこで5万円の収益が出てくるわけですね、利益が出てくる。そうした場合にはその結果に基づいて営利を目的とした、するという方向で追加徴収とかそういったものがなされると理解してよろしいのでしょうか。
- 鴨田俊廣議長** 月光生涯学習課長。
- 月光龍弘生涯学習課長** おっしゃるとおりでございますが、大変この場で申しあげるのは恐縮ですがなかなかイベントをやっている最中に私どもでカウントするわけにいかないということもございまして、明らかに誤差がありまして収益に入っているのではないかと思われるような場合には、イベント主催者と話し合いなりさせていただいて収支決算の書類なども見せていただくような対応をとらせていただきたいなどは考えております。以上です。
- 鴨田俊廣議長** ほかにありませんか。川越議員。
- 川越孝男議員** 53号は寒河江市体育施設に関する条例の一部を改正する条例でありますけれども、今回のものは、屋内多目的運動場設置に伴って条例の一部改正となっておりますけれども、直接その寒河江市屋内多目的運動場とは関係ありませんけれども、体育施設の条例に関する部分で西部地区多目的運動広場の見直しの検討状況、これ現場からもあるいは地域からも上がっているのではないかと思います。今6月定例会に屋内多目的運動場設置に伴ってこの条例の改正があるわけですから、既に現場から上がっている西部地区の多目的運動広場についてそういう現場からの要望などと市教委の中での検討状況もあわせてお知らせできるようにしたら、教えていただきたいんですが。
- 鴨田俊廣議長** 月光生涯学習課長。
- 月光龍弘生涯学習課長** ただいま川越議員からございました御質問についてでございますが、西部地区屋内多目的運動広場の使用料等に関しての御質問かと思いますが、それにつきましても現在うちで検討はしているところでございますが、屋内多目的運動広場について用途変更の希望が今出されておりましたので、その辺とかみ合わせながら最終的に結論を出していきたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。
- 鴨田俊廣議長** 川越議員。
- 川越孝男議員** 今課長から答弁ありましたように、用途変更の関係もあるわけですね。したがって、これらの関係も検討中ということでもありますけれども、これは大分前から現場から要望が出ているわけですね。したがって、いつころまでに結論というか結果が出て条例改正という手続になるのか、わか

るようでしたら教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 いつころまでと言われますと、ちょっと厳しい状況もございますが、なるべく早急に対応して、一つの目標としては年度内を目標にしていきたいと考えているところです。

○鴨田俊廣議長 議第54号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第55号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第56号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 議第56号、これは市道の認定で横道1号線を今回認定したいという提案でありますけれども、今回の路線については地元要望との関係、地元からの要望の有無を教えていただきたいと思います。

そして、また市道の認定の関係については、従来6月議会ですべて出しているというのが常でありました。それぞれ地域から市道の認定をしてほしいとか、改良を含めてなんですけれども、いろいろ地元から要望が出ているのではないかと思います。今回はそういう地元からの要望の有無などどういう、この路線でなくそれ以外の路線で市道の認定という部分などがあるのかなのか。今回提案になっていないわけでありまして、そうした場合の理由などもあわせて教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 今回市道認定の箇所以外の市道の要望についてということでございますけれども、今回はこの件以外についての地元からの要望等はない状況でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 それから、今回の横道1号線というのは行政で判断して提案するのか地元からの要望もありなのかということがまず先ほどの質問の1つ目でした。そして、2つ目はそれ以外ということで、それ以外はないということがわかりましたけれども、横道1号線についての地元からの要望もあったのかそれとも行政の中で判断して市道に認定すべきだということなのか、教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 今回の路線につきましては地元からの要望ということではございません。地元からの要望はない状況です。今回の市道の認定につきましては、寒河江市の市道の認定基準に関する要綱ということの中で開発行為で生み出した道路ということで認定するものでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第14、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第49号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第15、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	議第50号、議第51号、 議第52号、議第53号、 議第55号
厚生常任委員会	議第54号、議第57号
建設経済常任委員会	議第56号、請願第2号
予算特別委員会	議第49号

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時50分

再 開 午前10時30分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○鴨田俊廣議長 日程第16、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

予算特別委員長國井輝明議員、予算特別副委員長遠藤智与子議員。以上であります。

散 会 午前10時31分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成25年6月21日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第5号

第2回定例会

平成25年6月21日（金曜日）

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第58号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 2 議案説明
- 〃 3 質疑
- 〃 4 委員会付託
- 休憩

再開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第5 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）
- 〃 6 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 7 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

- 日程第8 議第50号 寒河江市水防協議会条例等の一部改正について
- 〃 9 議第51号 寒河江市男女共同参画審議会条例の制定について
- 〃 10 議第52号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 11 議第53号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第55号 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 〃 13 議第58号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 14 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 15 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

- 日程第16 議第54号 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定について
- 〃 17 議第57号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 〃 18 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 19 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

- 日程第20 議第56号 市道路線の認定について
- 〃 21 請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 22 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 23 質疑・討論・採決

日程第24 議会案第5号 TPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出について

〃 25 議案説明

〃 26 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、去る6月20日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議第58号及び議会案第5号の2案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第1、議第58号を上程した後、日程第2で市長の議案説明、日程第3で質疑、日程第4で委員会付託を行い、一旦休憩となります。委員会終了後、本会議を再開し、初日に提案されました議案と追加議案について各委員会ごとに委員長報告、質疑・討論・採決を行います。その後、日程第24で議会案第5号を上程した後、日程第25で議案説明、日程第26で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、議第58号を議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、議第58号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

現在、国において実施されております国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、かつ職員の不祥事に対する市長及び副市長の管理監督責任を果たすために、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第3、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第58号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをいたします。

1つは労使協議の関係についてであります。今回の提案の給与削減について当該労組との合意がなされているのかどうかということが1点であります。

2点目はこれまでも給与削減などがされてきた経緯はあるわけでありましてけれども、当該労組と合意されない中で議会に削減案が提案されたという事実がこれまでであるのかどうかということが2点目であります。

それから、大きい2点目と申しますか、市職員の給与削減が地域経済に及ぼす影響額がどれほどと想定されているのか。今デフレ脱却ということで地域経済の活性化が叫ばれているわけでありましてけれども、そうしたときの影響についてどのように想定されているのか示していただきたいと思っております。

3点目、今回提案されている国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた分と、今回のこの議案の中には不祥事に対する管理監督責任をとるための減給部分が含まれているわけでありまして。それぞれの削減額は幾らなのか示していただきたいと思っております。

次、4点目でありましてけれども、今回提案されている減額は既に決定されている当初予算からの減額であります。その分を何に活用する考えなのか明らかにしていただきたいと思っております。

それから5点目でありまして、19日の会派代表者会議でも指摘をしてきたわけでありまして、労使交渉で合意しなければ今議会での上程を見送り、労使合意の後に議会に提案を求めたわけでありまして

けれども、なぜ、何か合意していないということのようでありまして、19日の会派代表者会議でも19日に交渉を持つが妥結しなくとも20日に議会運営委員会に上程したい旨の当局の見解があったわけがあります。そのことを受けて上程しないようにという意見を申しあげたわけでありまして、市長が先ほど提案するに至った考え方を示していただきたいと思っております。

以上、5点お尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 何点かいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思っておりますが、労使交渉についてどういう経過をたどっているのかということだろうと思っております、第1点は。

これまで、市職労ともこの件に関しては協議を交渉させていただきましたけれども、残念ながら妥結までには至っていないという状況であります。そういった中で、今回このたび議案として上程をさせていただくということについては大変我々としても非常に断腸の思いであります。苦渋の選択をさせていただいたということをお理解をいただきたいと思っております。国からの要請でありますけれども、7月1日からの削減要請という状況の中で今議会に提案させていただくことによってその要請に答えていくことができるということになるわけでありまして、仮にそういうことを組合との交渉を妥結を待つということになれば、交渉の中ではなかなか妥結点が見出せないという状況がありましたので、国からの要請の7月からの削減ということについては見通しとして立てられないという判断がありましたので、今回議案として出させていただいたということについて御理解をいただきたいと思っております。

それから、今回の削減の総体的な額としては6,700万円ということで試算をさせていただいております。その6,700万円については市民の安全・安心のためのさまざまな防災・減災事業などに活用させていただくと我々は考えているところでありまして、その具体的な事業については今後9月補正などを視野に入れて今検討中、検討させていただくということに考えております。そういった意味では、寒河江市内の経済にどう影響があるかということになれば市職員の給与削減による財源についてさらに市民の安心・安全のために投資されると考えておりますから、そういった意味で経済的な影響あるいはマイナスの影響というものは出てこないような形で今考えているところでございます。

もう1点、不祥事の削減額という御質問がありましたから、総務課長からお答えさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 不祥事に伴います削減額ということでございますけれども、市長につきましては10%3カ月ということでございますので、9万2,000円掛ける3カ月ということになります。副市長につきましても不祥事分対応としましては10%の2カ月でございますので、6万9,500円が2カ月間減額となる予定でございます。

○鴨田俊廣議長 市長、過去にこういう合意形成にならないで提案されたと。富澤課長。

○富澤三弥総務課長 過去に労使合意をしないで提案したことがあったかということでございますけれども、平成15年からの経過を見たところ、過去に合意はないということを出した経過はないと記録されております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 5番目。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員、もう一度5番目、ひとつお願いします。

○**川越孝男議員** 合意ならない場合には取り下げて不祥事にかかわる減額分だけの議案を上程すべきでないかということをお願いしたんですが、市長に伝えて市長の判断を仰ぐ旨の見解が代表者会議の中では示されたんです。

そして今回、1つの議案になっているわけでありましてけれども、先ほど1問目でも申しあげましたが、国からの要請による地方公務員の給与の削減と、職員の不祥事に伴う管理監督責任の減給の部分と2つあるわけです。内容的に極めて違う性質のものです。したがって、私ども議員として意思表示をしなければならないわけですから、議案ですから、そうしたときにそもそも違うものなんですね。したがって、職員の給与、国の要請に基づく削減の部分についてはいろいろ問題もあるわけでありまして。当該組合との交渉も妥結をしていないという状況もあります。そういうことからすれば、市長はやはり分けて出すということも何ら差し支えなかったのではないかと思います。

したがって、その一緒にした判断基準といいますか、市長の見解を1問目の5番目でお尋ねをしているわけでありましてけれども、その部分がありませんでしたので、改めてお尋ねをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどもお答え申しあげましたけれども、今回の職員の減額の措置の議案というものについては大変私としても非常に苦しい中での案だと理解をしていただきたいと思っておりますし、来年3月までという期間限定の臨時的な措置ということで提案させていただいているところであります。それに伴って特別職等についても職員と一体で痛みを分かち合う、ともに進んでいくという配慮の中で私も含め減額の措置を講じていこうとする案でございます。

また、私と副市長については不祥事に伴う管理監督の責任の所在を明らかにするという意味で10%の減額をさせていただくという、案件が重なって分けるべきではないのかという御指摘もあるわけでありましてけれども、いずれも臨時的な特別な措置だという観点で一緒に今議会に提案をさせていただくということに決めさせていただいたところでありますので、その辺は議員各位にも御理解をいただければと思っております。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑ありませんか。内藤議員。

○**内藤 明議員** ただいま、川越議員の質問に対してお答えがあったわけでありまして、なぜ労使交渉で合意しないのに出したのかということに対して、なかなかおおよその見通しが立てられない中で判断をしたということではあります、その一方で国からの要請が7月1日からということがあってということではありますけれども、これはあくまでも国からの要請なんですね。私は、これまでの労使関係の積み上げてきた慣行、これは重視すべきだと考えますけれども、そのことこそやはり地方自治体の主権だと思いますが、市長の御見解をひとつ承りたいと思います。

それから、もう一つ。労使交渉の際、当局から今市長に一部お答えがあったわけでありまして、減額措置についてその減額した分を何に活用するんだということに関して、防災・減災事業に充てたいと、9月議会に提案したいということで検討中というお答えであったんですが、防災無線整備に充てたいというお話があったやに聞いておりますけれども、そうしたことが本当なのかどうかお聞かせをいただきたいと思っております。

それからもう1点、今国における防災・減災事業の推進ということでなされているわけでありまして

が、この市職員の給与について減額をしないと今行っているこの国の事業について、平成25年度の事業について該当がなくなるのかどうか、それもあわせて伺いたいと思います。

それから、もう1点。この条例案の削減額は6,700万円ということで今答弁にもありましたし、新聞にも出ておりましたが、地方交付税で減額される措置というのは幾らなのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私どもとしても、組合の皆さんと交渉して交渉する限りは妥結をしてその合意形成のもとに物事を進めていく、あるいは今回の場合であれば議案として提案をするということに進めてきたわけでありまして。そういった意味で誠意を持って対応してきているわけでありましてけれども、なかなかこの件については合意形成までには至らないという状況判断がありまして、そういったところで非常に苦しい選択をさせていただいて提案をさせていただいているというところがございます。

そういったことから、内藤議員からは、要請であるので、必ずしも従わなければならないのかどうかということもあるわけでありましてけれども、そういった国の要請、あるいは県としてもそういう減額に対応するという意思表示があり、また他の自治体でもそういった状況になっているところが多いという状況を踏まえて、寒河江市としても7月から来年3月までという限定的なそういう要請と受けとめさせていただいておりますので、そういう形でやむを得ず議案として上程をさせていただいていると思っております。

それから、先ほども申しあげましたけれども、そういう貴重な財源でありますから、市民の安心・安全、防災・減災事業のために使わせていただくというふうに今考えておりますので、今後その具体的な事業などについては鋭意検討させていただいて、いずれまた予算案として上程をさせていただくということになると理解をしております。

内藤議員からは、そういう意味でペナルティ的なものはあるのかどうかという御質問かなとも思いますが、そういうことは我々は今まで受けた情報ではないと理解をしているところであります。

それから、交付税の減額の幅はという御質問がありましたが、我々のほうで試算をすると約1億円の減額と理解をしております。今回の給与減額措置で6,700万円を補填をするということになるわけでありましてけれども、残りの3,300万円についてもさまざまな事務事業の見直し等で補填をするという形で今考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 減額された財源についてどうするのかという問いに対して緊急防災、防災・減災事業に活用したいというお話の中でありましたが、今政府では緊急防災・減災事業というのをやっているわけですが、その事業の内容というのはいろいろ事業対象があるわけですが、それは職員給与を減額しないとその事業について実施することはできないのかということをお尋ねしたんです。しなくてもできるんですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 受けとめ方がちょっと間違えましたが、そういう減額しないとできないというわけではないと理解をしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 例えば、先ほどちらっと言いましたが、防災無線の事業を行うということになります

と、実施計画で平成26年となりましたがそれを前倒しするような形になるというわけだと思いますけれども、それと今政府で出しているこの臨時特例に対する考え方というのは、財政措置というのは同じなんでしょうか。あわせて、その点についてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、防災あるいは減災の事業についてその財源を充てていくということにしているわけでありまして、その中で防災行政無線というのも一つの案だろうと今認識をしているところであります。そういった意味では今後さらに検討をさせていただいて今後の議会に予算として上程をさせていただくというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第4、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第58号

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前11時30分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第5、議第49号を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第6、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

6月17日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い採決に入りました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第7、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第49号を採決いたします。

議第49号に対する委員長の報告は可決であります。

議第49号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第8、議第50号から日程第13、議第58号までの6案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第14、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月17日及び本日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号、議第55号及び議第58号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号寒河江市水防協議会条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市男女共同参画審議会条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、「男女共同参画審議会の委員は学識経験者は大学教授を想定しているのか」との問いがあり、当局より、「大学の方も候補者の一人として現在検討しています。最終的にどうなるかはまだはっきりしていませんが、女性の大学関係者の方を想定しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「東日本大震災の影響があり、多目的運動場の工期ですが、雪が降る前に完了できるのか」との問いがあり、当局より、「本日の新聞でも東日本大震災の影響で材料の供給が危惧されており、本日業者に確認したところ、何とか特殊鉄骨等の部分については予定どおり入りそうだということで、年内に完成できるのではないかと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日委員会を開催し、議第58号寒河江市長等及び一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「給与削減措置について県内の他の市の状況はどうか」との問いがあり、当局より、「山形市は削減を実施しない。新庄市及び尾花沢市では削減を実施、本市と同様の状況として天童市、東根市、南陽市が上程している状況です。鶴岡市と長井市では市長が減額する趣旨の新聞報道をしているという状況があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第58号を除く議第50号、議第51号、議第52号、議第53号及び議第55号の5案件を一括して採決いたします。ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号及び議第55号の5案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

次に、議第58号について起立により採決いたします。

議第58号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第16、議第54号及び日程第17、議第57号の2案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第18、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○阿部 清厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月17日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第54号及び議第57号の2案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定についてを議題とし、当局の説

明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「寒河江市子ども・子育て支援推進会議の設置はいつごろをめどに考えているのか」との問いがあり、当局より、「設置についてはまず公募委員の公募を行い、他の委員の方々に委嘱申しあげた後、8月ごろには立ち上げたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たってのタイムスケジュールはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「事業計画策定のタイムスケジュールについては来年3月までにアンケート調査に基づいてニーズ量を推計し、平成27年3月までにはパブリックコメント等も行い固めなくてはならないと思っております」との答弁がありました。

委員より、「この計画を策定するに当たって実施するアンケート調査の対象者はどう考えているか」との問いがあり、当局より、「アンケート調査の対象者については対象範囲をゼロ歳から小学校6年生までの保護者とし、2,000件を抽出して実施したいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「MR Iは購入するのか、リースになるのか。また、購入の場合とリースの場合どちらが得なのか」との問いがあり、当局より、「MR Iは県の医療再生基金という補助事業による購入となります。また、一般的にリースに対する助成はありませんので、購入が有利になります」との答弁がありました。

委員より、「MR Iが設置になった場合、新たに専門の技師を採用するのか」との問いがあり、当局より「新たな採用はありません。現在の放射線技師が対応します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号及び議第57号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号及び議第57号の2案件は原案のとおり可決することに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第20、議第56号及び日程第21、請願第2号の2案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第22、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○杉沼孝司建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月17日委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第56号及び請願第2号の2案件であります。一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「側溝外側に残地があるため側溝上を車が通ることによりふたが壊れてしまう可能性がある。側溝を脇に寄せてそこに白線を引くということではできなかったのか」との問いがあり、当局より、「境界ぎりぎりに側溝を入れて白線を引く方法もあると思いますが、今回は隅切りということで対応しました」との答弁がありました。

委員より、「車が通るようになり、側溝のふたが壊れる可能性が高いと思うので、今後検討していただきたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号T P P（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、審査に入りました。

主な質疑・意見等を申し上げます。

委員より「含意そのものは妥当であり、採択すべきと思うが、一部の政党をけなすような言葉が随所に見られるので、意見書案で修正すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑に入りました。

主な質疑・意見等を申し上げます。

委員より「政党を批判している部分がちょっと多過ぎるという感じがするので、その部分については削除すべき」との意見がありました。

委員より、「提出先が内閣総理大臣と農林水産大臣だけになっているが、より多くの関係ある大臣等に追加して意見書を提出してはどうか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、意見書案を一部修正及び提出先の追加の上、議案を提出することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第57号及び請願第5号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する……。

済みません、請願第5号と言いましたが、請願第2号です。

前に戻りましてもう一度採決に入ります。

議第56号及び請願第2号の2案件を一括して採決いたします。ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

ただいまの2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり可決とし、請願第2号は採択とすることに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第24、議案第5号を議題といたします

議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第25、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第26、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第5号について質疑はありませんか。荒木議員。

○荒木春吉議員 下から6行目の文章中で漢字、多分間違いだと思うんですが、もう1回調べていただけますか。「この試算にはサクランボなどの果樹、花茎」花の花茎と書いてありますが、その漢字が違うんじゃないか。漢字がこの漢字じゃ意味なさないでしょう。文脈からして。今一生懸命電子辞書引いたんですが、ちゃんと正確な漢字が載っていますので、もう一度ちゃんと調べてみてください。お願いします。

○鴨田俊廣議長 ただいま、荒木議員の御意見に対しまして、議長において字句を整理いたします。

(「何を整理するのか」の声あり) 字句を整理。(「了解」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議会案第5号を採決いたします。

議会案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時58分

○鴨田俊廣議長 これにて、平成25年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成25年6月17日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 佐藤良一 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 会長	荒木信行	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第1号 第2回定例会予算特別委員会
平成25年6月17日(月曜日) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時00分

○丹野敏幸事務局長 初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の新宮征一委員に臨時委員長をお願いいたします。

○新宮征一臨時委員長 おはようございます。

初めての予算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間御協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選について

○新宮征一臨時委員長 日程第1、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には國井輝明委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長には國井輝明委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

〔國井輝明委員 委員長席へ〕

○**國井輝明委員長** ただいま、委員長に当選させていただきました國井と申します。

まだまだ、若輩ながら大役を仰せつかったと思っております。

全力で職務に当たりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、着席させていただきます。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には遠藤智与子委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には遠藤智与子委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○**遠藤智与子副委員長** このたび予算特別委員会の副委員長を仰せつかりました遠藤智与子です。精いっぱい仕事をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第2、議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第4、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

議第49号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 8ページの国庫補助金の関係でお尋ねをいたします。

1つは、13の2の1民生費国庫補助金のセーフティーネット支援対策等事業費補助金、この関係にこの補助金については使途の制約がどのようになっているのかという点が1つです。

それから同じように、次の国庫支出金3項委託金の5目教育費委託金の関係でありますけれども、学びのイノベーション事業費委託金、これも同様に使途の関係、支出の関係の条件がどのようになっているのか、この2点お尋ねをいたします。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** それでは、お答え申し上げます。

まず、一番最初のセーフティーネット補助金の使途についてでございますが、これにつきましては今般生活保護費の改正の議案が国会に出ているわけでございますが、それを受けたシステムの改修費の費用でございます。使途につきましてはシステムの改修費ということでございます。

もう一つが教育委託費の学びのイノベーションの使途ということでございますが、これにつきましては1人1台に情報端末や情報ネットワーク等のICT環境を活用した指導方法の研究に伴う費用でございます。もう一つにつきましては文部科学省が開発しているデジタル教材を使用した授業及びアンケート等の実施の費用であります。そのほかには、実施した成果の取りまとめという費用に充当するようなことで限定されているようでございます。以上でございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款から歳出第3款までについて質疑はありませんか。遠藤委員。

○**遠藤智与子委員** 説明書11ページ、3款民生費3項生活保護費ですが、この生活保護事務費の委託料とありますが、具体的に教えていただきたいのですが。

○**國井輝明委員長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** お答えいたします。

この8月から生活保護費につきまして保護基準が改正されます。その改正されるに当たりまして、システムを改修する必要がありますので、そのシステム改修の委託料であります。

○**國井輝明委員長** 遠藤委員。

○**遠藤智与子委員** 先ほどの川越委員の質問とオーバーラップいたすものですね。それで、この保護申請の件数とその初回の相談受理がならなかった件数といいますか、わかれば教えていただきたいのですが。

○**國井輝明委員長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 手元に資料がございませんので後ほどお答えいたします。(「後ほど伺います。ありがとうございます」の声あり)

○**國井輝明委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款から第10款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 14ページ、7の1の6の関係ですが、企業誘致推進事業貸付金の関係です。どこで何の事業をやるのか、その事業内容と、今回貸し付けでありますけれども、提案の中で制度改正ということもありますので、それと制度改正とのかかわりがどういう形でなっているのか、この関係を教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 荒木商工振興課長。

○**荒木信行商工振興課長** お答え申し上げます。

このたびの貸付金でございますが、チェリークア・パーク地内のホテル建設事業に充てる貸付金でございます。

制度改正のかかわりということでございますが、これまで当初予算で1億5,000万円を計上しておりますが、4月から制度改正がなされました。その主な内容は2点ございます。1点につきましては融資比率の改正でございます。これまでは借入総額の20%までという比率でございました。4月からは貸付対象費用の35%まで貸し付けできるということになりました。これが1点でございます。

もう1点は、それに伴いまして融資の限度額が6億円から10億5,000万円と改正になりました。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 先ほどの質問の中でどういう事業、内容も教えてほしいということと、制度改正の部分と申しあげたんですが、前段の部分、なかったので教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 荒木商工振興課長。

○**荒木信行商工振興課長** 先ほど、チェリークア・パーク地内のホテル建設に対する融資ということをお申しあげました。このホテルにつきましては今のゆ〜チェリー、温泉施設でございますが、そちらの隣にチェリーパークホテルということで8階建て、100室のホテルを建設する、それに当たりましての融資となるものでございます。

失礼いたしました。事業の内容につきましてはただいま申しあげましたようにホテルを建設するというところでございますけれども、先ほど申しあげましたが、当初予算で1億5,000万円ということで計上しておりましたが、制度改正に伴いまして1億5,000万円を追加計上いたしまして、合わせて2億5,000万円という融資になると。失礼しました。当初予算で1億5,000万円、1億円を追加して合わせて2億5,000万円ということで先ほどのホテル建設事業に充てる融資ということになるものでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** そして8階建てのホテルを建てるといったことのようにありますけれども、収容宿泊人数はどの程度になるのかと、営業をスタートするのはいつころの予定になっているのか、この辺もあわせて教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 荒木商工振興課長。

○**荒木信行商工振興課長** 収容人数につきましては、144人でございます。営業を開始する予定であります。平成25年11月1日の予定でございます。以上です。

○國井輝明委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第49号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○國井輝明委員長 日程第5、分科会分担付託であります。

このことにつきましてはお手元に配付してあります分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第49号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第3款の一部、歳出第10款、第2表
厚生分科会	議第49号第1表中歳出第3款の一部
建設経済分科会	議第49号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款

散 会 午前10時16分

○國井輝明委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成25年6月21日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 佐藤良一 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 会長	荒木信行	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第2号 第2回定例会予算特別委員会
平成25年6月21日(金曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 國井輝明委員長** 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教分科会委員長** おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月17日、委員4名出席し、開会いたしました。

分担されました案件は、議第49号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第3款の一部、歳出第10款及び第2表であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「学びのイノベーション事業の効果の検証の具体的な内容について」の問いがあり、当局より「平成22年度から総務省のフューチャースクールとして実施してまいりましたが、今年度は文部科学省で引き続き実施するというので、紙の教科書だけでなくデジタルベースの教科書を文部科学省で検討しており、それを使用してデジタルの効果を検証するものです」との答弁がありました。

委員より「第14款2項5目3節農業振興費補助金の補助対象となる事業の主体はどこか」との問いがあり、当局より「農協の事業となります」との答弁がありました。

委員より「補助金の申請を受理する際には、事業の汎用性とか安定性を十分に確認してほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑の内容を申し上げます。

委員より「災害救助費の弔慰金の支給の対象となる死亡事故の明細について」の問いがあり、当局より「1月27日午後4時ころ、寒河江市本町の方で1人で屋根の雪おろし、屋根のつらら取りをしている最中に誤って転落しその後死亡したということであります。症状につきましては後頭部陥没骨折等により死亡したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月17日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第49号第1表中歳出第3款の一部であります。

それでは、審査の内容を申し上げます。議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「子ども・子育て支援事業計画策定におけるニーズ調査は非常に大事な部分であり、アンケート調査の範囲を広げて実施すべきでないか」との問いがあり、当局より「アンケート調査の主眼はあくまでもニーズ量を推計するための調査であり、対象はゼロ歳から小学校6年生までということで実施していきたいと考えています。なお、祖父母とか事業主の考えについてはいろいろな機会を捉え、できるだけ計画に反映できるように努めてまいりたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「子ども・子育て支援事業計画を策定していく段階で、ぎりぎりの段階で議会の御意見をお受けしますというのではなく、早い段階から議会との意思疎通を図っていただきたいと思うが、そのことについてどういうふうに考えているのか」との問いがあり、当局より「御意見等をお伺いするような機会をできるだけ持たせていただくように努めてまいりたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「生活保護費のシステム改修の委託はどういうところに委託をするのか」との問いがあり、当局より「システム本体は政策推進課で整備していますが、それと同じ業者にと考えております」との答弁がありました。

委員より「システムの導入に当たってはほかの課と福祉の部分と共通して使うともっとうまくできるのではないかと。問題意識を持って導入していただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了すべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は6月17日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第49号第1表中歳出第6款、歳出第7款及び歳出第8款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第49号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「創意工夫プロジェクトでサトイモの6次化への補助ということだがどういうものなのか」との問いがあり、当局より「芋煮セットや里芋コロッケなどを加工するための機械補助になり

ます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「2目、6目の貸付金に連帯保証はあるのか」との問いがあり、当局より「2目は信用保証協会の保証で行い、6目のふるさと融資については金融機関の連帯保証が必要になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決に入ります。

議第49号に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

議第49号は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時44分

○**國井輝明委員長** 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明